事件番号
平成２７年（ワ）第２８号

〒889-0102
宮崎県延岡市北川町長井４９４０

岩崎信　様

P0517006150000495

副　本

平成２７年（ワ）第２８号　表現の自由及び参政権侵害事件

原　　告　　岩崎　信

被　　告　　延岡市

証拠説明書

平成２７年５月２９日

宮崎地方裁判所延岡支部　御中

被　告　延岡市

延岡市長　　首　藤　正　治

号証	標　　目	原本・写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨
乙１	市民議案書と題する文書（計１２件）の提出に関する対応記録	原本	平成２５年１２月１０日	延岡市議会事務局	市民議案書と題する文書の提出時の状況及び原告が議会に「市民議案書」を提出したときの状況。
乙２	議会運営委員会記録（第１４回）	原本	平成２５年１２月	延岡市議会	原告は、市民議案書と題する文書を提出したものであり、文中にも議案を提出する旨の記載があること及び市民議案書と題する文書の取扱いについて議会運営委員会において、協議され、委員に写しを配布することと決定したこと。
乙３	延岡市議会会議規則	写し	昭和４５年４月３日	延岡市議会	請願を紹介する議会の議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならず、原告が提出した文書が請願にはならないこと。

乙４	提出された書類の書類について（お知らせ）	写し	平成２５年１２月１８日	延岡市議会議長及び議会運営委員会委員長	原告に対し、議会運営委員会の協議の結果、提出された文書を委員に配付したと通知したこと。
乙５	陳情等の処理方法が異なる理由について	写し	平成２５年１２月２４日	原告	原告が議会に陳情や市民議案書の取扱いについてメールで質問したこと。
乙６	提出された書類の処理方法について（回答）	写し	平成２５年１２月２７月	延岡市議会議長及び議会運営委員会委員長	原告からの質問に対し、議会が書類の処理方法について回答、説明を行っていること。
乙７	行政文書部分開示決定通知書	写し	平成２５年１０月９日	被告	原告の開示請求があった日が平成２５年９月２５日であること及び部分開示決定について違法でないこと。
乙８	延岡市情報公開条例	写し	平成１１年１２月２２日	被告	延岡市の情報公開制度について
乙９	宮崎県営住宅及び延岡市営住宅等指定管理者募集要項	写し	平成２１年７月	宮崎県及び延岡市	指定管理者候補者選定委員会の委員の氏名について指定管理者募集要項で公にしていること。
乙１０	逐条解説・行政手続法２７年（改訂版）３５０・３５１頁	写し	平成２７年４月	株式会社ぎょうせい	行政手続法４６条の解説。同条違反による不法行為は成立しないこと。

以　上

政策・調査			議事			総務			事務局次長	事務局長	議長
係	係	係長	係	係	係長	係	係	係長			

乙第１号証

市民議案書と題する文書（計１２件）の提出に関する対応記録

平成２５年１２月１０日（火）午前９時２０分頃、岩崎信氏が書類を持参し、議会事務局を訪れたため、遠田幸宏・寺田貴亮の２名で対応した。

岩崎信氏から「請願・陳情を持ってきた」と言われたため、遠田幸宏がその持参書類を受け取り、記載事項等を確認した。

（※提出された書類が多数であったため、確認等に数分間要した。）

「市民議案書」と題する文書が計１２件あり、遠田幸宏が、ご本人に、「この文書は、表題が市民議案書と書かれていますが、あくまでも市民議案書として提出されるのですか？」と確認をしたところ、ご本人は「そうです」と答えられた。

その後、寺田貴亮が各文書に事務局受付印を押印し、遠田幸宏が当該文書をご本人に示し、「こちらの文書をお預かりさせていただきます」と話すと、ご本人は「受け付けた証拠として押印したこの文書のコピーが欲しい。一番上の１枚だけでもいいので。」と言われたため、甲斐研二次長と相談し、１枚のみコピーを提供することとした。

そのコピーを受け取り、岩崎信氏は同日午前９時３０分頃退庁された。

１．来庁日時　　平成２５年１２月１０日（火）午前９時２０分頃

２．退庁日時　　同日　午前９時３０分頃

３．来庁場所　　延岡市議会事務局（中小企業振興センター２階）

４．来 庁 者　　提出者本人（延岡市北川町長井４９４０　岩崎　信　氏）

５．提出書類　　「市民議案書」と題する文書　計１２件

上記のとおり、報告いたします。

乙第１号証から乙第10号証まで

右正写しました。被告指定代理人

松田康寿

平成２５年１２月１０日

作成者　議会事務局

議事係　遠田幸宏

乙第２号証

次長		局長		委員長		議長	

議会運営委員会記録（第14回）	書記氏名	福島 昌宏	印

開催月日	平成25年12月11日（水）	開催時間	自 15時 53分 至 16時 03分	開催場所	議長室

職名	氏名(所属会派)	出欠	職名	氏名(所属会派)	出欠
委員長	上田美利 (延岡きずな自民の会)	出	委員	葛城隆信 (友愛クラブ)	出
副委員長	髙木益夫 (無所属クラブ)	出	委員	本部仁俊 (友愛クラブ)	出
委員	小野正二 (公明党市議団)	欠	委員	松田満男 (延岡きずな自民の会)	出
委員	長友幸子 (社民党市議団)	出	委員	甲斐正幸 (のべおか市民派クラブ)	出
議長	佐藤勉	出	副議長	太田龍	出

その他出席者	三上 毅 議員(公明党市議団)、平田信広 議員（日本共産党）
傍聴	なし

件名	1．市民議案書と題する書類について

議　会　運　営　委　員　会　記　録

開 会 15時 53分

上田美利　委員長	議会運営委員会を開会する。 本日は、議長宛て提出された、市民議案書と題する書類の取り扱いについて協議したい。提出者は、９月議会でも提出された北川町在住の方で、件数は 12 件。なお、前回提出された６件については、前回の協議の中で、提出者に対し、議会側の対応を何らかの形で回答する必要があるのではないかとの意見があったことから、提出者本人に対し、議長・議運長名の文書により、議運で写しを配布したことをお知らせしている。このほか、この書類を受け取った事務局のほうで、何か補足説明があればお願いする。
（事務局担当書記）	昨日の本会議開会前、提出者本人が書類を持参し、事務局を訪れたことから、議事係職員２名で対応した。提出者は、請願・陳情を持参したと告げたため、書類を受け取り、記載事項等を確認した。その際、表題には、市民議案書と記載されていたことから、応対した職員が、提出者に対し、「この文書は、表題が市民議案書と書かれているが、あくまでも市民議案書として提出されるのか」ということを確認したところ、提出者は「そうだ」と答えられた。さらに本人は、受け付けた証拠として、受付印を押印した文書のコピーが欲しいということであったため、１枚のみコピーして提供した。なお、前回と様式的に見て違っている点があり、それは、表題の下の括弧書きの部分、また、件名の前にある文書中に、「請願書、陳情書又はこれに類するもの」という文言が加わっているので、申し添えておく。
上田美利　委員長	取り扱いについて、意見等はないか。
佐藤　勉　議長	この市民議案書という書類は、請願・陳情に類するものに当たるのか。
（事務局担当書記）	陳情書の処理に関しては、「議会運営委員会において、会議の議題にすることを要しないと判断したものについては、会議の議題としない」との申合せがあることから、議題とするかどうかは、この委員会の中で判断してもらうことになる。
松田満男　委員	提出者には、こういった表題では審議され難いことは伝えてあるのか。
（事務局担当書記）	９月定例会のときに来局された際、表題等を修正してもらえないかと説明したが、納得してもらえず、そのままの形で提出された。
髙木益夫　委員	陳情書の取り扱いに関しては、今後、何らかの検討も必要ではないかと思う。
上田美利　委員長	私としては、今回の 12 件については、前回と同様、受理した上で、この議会運営委員会で写しを配布するに留め、その処理結果については、本人に文書で知らせるといった取り扱いにしてはどうかと考えるが、意見等はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） では、この 12 件については、議会運営委員会で写しを配布するに留め、その処理結果は、提出者本人宛て文書で知らせるよう取り扱いたいが、異議はないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり） 異議がないので、そのように取り扱う。 議会運営委員会を閉会する。 **閉 会 16時 03分**

平成25年12月9日

市民議案書

(請願書、陳情書又はこれに類するもの)

延岡市議会議長 佐藤 勉 様

氏名　岩崎 信
住所　延岡市北川町長井4940
Email　mi6116@gmail.com
電話　080-3940-1814

憲法第16条、延岡市議会基本条例第5条3項、延岡市議会会議規則第140条の規定により、議案を提出する。請願書、陳情書又はこれに類するものとして、審議採択することを求める。

件名　市長の三選を禁止する

提案要旨

○ 延岡市長の連続三選を禁止する条例を制定し、市長の専制化、独裁化、行政組織の硬直化を回避し、人事の停滞や側近政治による職員の士気の低下、癒着による腐敗などの弊害を防止する。

提案理由

1. アメリカ大統領は3選禁止である。ニューヨーク市、ロサンゼルス市等、多くの自治体でも市長の3選が禁止されている。
2. アメリカの初代大統領ジョージ・ワシントンは、国民に3選を望まれていながら、自粛した。それがアメリカの良き伝統となった。
3. 多選をくりかえすと、首長の専制化、独裁化が起こり、行政組織が硬直化する可能性が高くなり、人事の停滞や側近政治により職員の士気が低下し、また、癒着による腐敗も起きやすくなることが明らかになっている。
4. 延岡市長も3選を自粛すべきである。8年やってもできないことは、それ以上何年やってもできない。利権維持のための政治から理念の政治に、市民全体の幸福増進のための仕組みづくりのための政治に移行すべきである。
5. 民主主義の根底には、自粛の良心が暗黙のルールとされている。
6. 自粛しないのであれば、3選を禁止する条例を制定することが必要と考えられる。

以上

25 12 1
191

平成25年12月9日

市民議案書

(請願書、陳情書又はこれに類するもの)

延岡市議会議長 佐藤 勉 様

氏名　岩崎 信
住所　延岡市北川町長井4940
Email　mi6116@gmail.com
電話　080-3940-1814

憲法第16条、延岡市議会基本条例第5条3項、延岡市議会会議規則第140条の規定により、議案を提出する。請願書、陳情書又はこれに類するものとして、審議採択することを求める。

件名　市長の報酬を議会議長と同額にするため、44万円削減する

提案要旨

○ 延岡市長の報酬955,000円を、市議会議長と同額の516,000円に変更する。

提案理由

1. 市長と議会議長は同格とされるべきである。
   議会基本条例においても、二元代表制が謳われているのであるから、同額とすべきである。報酬に格差があれば、自ずと上下関係が生まれる。
2. 延岡市民の幸福増進のために必要な政策の実現のためではなく、収入を目的として市長に居座ることを防止するためにも、必要な措置である。
3. 人口220万人の名古屋市長の報酬は、月額50万円である。

以上

延岡市議会事務局
受
25.12.10
番
付
192

平成25年12月9日

市民議案書

(請願書、陳情書又はこれに類するもの)

延岡市議会議長 佐藤 勉 様

氏名　岩崎 信
住所　延岡市北川町長井4940
Email　mi6116@gmail.com
電話　080-3940-1814

憲法第16条、延岡市議会基本条例第5条3項、延岡市議会会議規則第140条の規定により、議案を提出する。請願書、陳情書又はこれに類するものとして、審議採択することを求める。

件名　市職員、課長、部長等の任用は随時公募制とする。

提案要旨

○ 市の職員のポストに空席が生じた場合には、公募によって広く有能な人材を求める事が必要である。市職員、課長、部長、図書館長、教育委員会委員、監査委員、情報公開審査会委員、地域協議会委員、公共施設指定管理者等は随時公募制とする。

提案理由

1. これまでの公務員制度では、身分保障の名の下に、1度公務員になれば、公務員という地位が保障され、、成果を上げずとも、年を重ねれば昇給する年功序列型の人事がまかり通ってきた。しかし、より良い住民サービスを実現するためには、意欲と能力があり、努力し、成果をあげる公務員には、年齢に関係なく、責任ある仕事の機会や重要なポストを与え、それにふさわしい待遇にする必要がある。
2. 身分的、特権的な公務員組織である延岡市役所を、市民のための普通の組織、当たり前の組織に変えていく、つまり、公務員を「身分」から「職業」に変えていくことが必要である。能力、意欲のない公務員には組織から撤退してもらい、能力、意欲のある公務員を抜擢する組織に変えていく必要がある。
3. 公務員に対する市民の信頼を高め、市民のための組織に変えていくため、職員の空席が生じた場合には、随時公募すること必要である。

4. 地方公務員法第十五条によれば、職員の任用は、「能力の実証に基いて行わなければならない。」と規定され、第十三条において、すべての国民が平等に候補者として取り扱われなければならないことが規定されている。職員の公募は必然である。

地方公務員法　(任用の根本基準) 第十五条　職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基いて行わなければならない。

延岡市議会事務局
受
25.12.10
付
193

（平等取扱の原則）第十三条　すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならず、人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第十六条第五号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

地方自治法 第二百三十四条では、契約の締結は競争入札が原則と規定されている。延岡市契約規則第21条では随意契約においても「３人以上の者から見積書を徴するものとする」と規定されている。公募による職員の任用は必然である。

地方自治法（契約の締結）
第二百三十四条　売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
２　前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

延岡市契約規則　（見積書の徴収）
第21条　市長は、随意契約に付するときは、３人以上の者から見積書を徴するものとする。

この公募選考を怠ることは、不適性な者、能力の低い者に対して不相応に高額な報酬を支払うことになり、地方自治法２条１４項が事務処理にあたって最小の経費で最大の効果を挙げるべきことを求め、地方財政法４条１項が地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえてこれを支出してはならない、と定めていることに反するものであり、監査請求の対象となる公費の無駄遣いを招くこととなる。

職業安定法第五条の三により、賃金等の労働条件を明示しなければならないことが規定されている。経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第７条には、同一価値の労働についての同一報酬でなければならないことが規定されている。ポストごとの職務とそれに対する報酬年額を明確に定め、公募採用することが必要である。

職業安定法　（労働条件等の明示）
第五条の三　公共職業安定所及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者（第三十九条に規定する募集受託者をいう。）並びに労働者供給事業者（次条において「公共職業安定所等」という。）は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）第７条
この規約の締約国は、すべての者が公正かつ良好な労働条件を享受する権利を有することを認める。この労働条件は、特に次のものを確保する労働条件とする。
(a)　すべての労働者に最小限度次のものを与える報酬
(i)　公正な賃金及びいかなる差別もない同一価値の労働についての同一報酬。特に、女子については、同一の労働についての同一報酬とともに男子が享受する労働条件に劣らない労働条件が保障されること。

(ii)　労働者及びその家族のこの規約に適合する相応な生活

(b)　安全かつ健康的な作業条件

(c)　先任及び能力以外のいかなる事由も考慮されることなく、すべての者がその雇用関係においてより高い過当な地位に昇進する均等な機会

(d)　休息、余暇、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇並びに公の休日についての報酬

以上

平成25年12月9日

市民議案書

（請願書、陳情書又はこれに類するもの）

延岡市議会議長 佐藤 勉 様

氏名　岩崎 信
住所　延岡市北川町長井4940
Email　mi6116@gmail.com
電話　080-3940-1814

憲法第16条、延岡市議会基本条例第5条3項、延岡市議会会議規則第140条の規定により、議案を提出する。請願書、陳情書又はこれに類するものとして、審議採択することを求める。

件名　公共施設の指定管理者は完全公募制とする

提案要旨

○ 公共施設の指定管理者は、完全公募制とする。

提案理由

1. 現状：コミュニティーセンター等の公の施設の指定管理者の選定が、談合によって行われている。公募はほとんど実施されていない。公正な競争環境が阻害され、市民活力が萎縮し、経済発展が妨げられている。

2. 指定管理者は、公務に従事する公務員である。それが団体である場合には、公務団体、それが株式会社である場合には、公務会社である。
3. 公務員の採用に準じて、完全公募制が取られなければならない。
4. 地方公務員法第十五条によれば、職員の任用は、「能力の実証に基いて行わなければならない。」と規定され、第十三条において、すべての国民が平等に候補者として取り扱われなければならないことが規定されている。職員の公募、指定管理者の公募は必然である。

地方公務員法　（任用の根本基準）第十五条　職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基いて行わなければならない。

（平等取扱の原則）第十三条　すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならず、人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第十六条第五号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

延岡市議会事務局
受
25.12.10
付
194

地方自治法 第二百三十四条では、契約の締結は競争入札が原則と規定されている。延岡市契約規則第21条では随意契約においても「３人以上の者から見積書を徴するものとする」と規定されている。公募による指定管理者の選考は必然である。

> 地方自治法（契約の締結）
> 第二百三十四条　売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
> 2　前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

> 延岡市契約規則　（見積書の徴収）
> 第21条　市長は、随意契約に付するときは、３人以上の者から見積書を徴するものとする。

この公募選考を怠ることは、不適性な者、能力の低い者に対して不相応に高額な報酬を支払うことになり、地方自治法２条１４項が事務処理にあたって最小の経費で最大の効果を挙げるべきことを求め、地方財政法４条１項が地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえてこれを支出してはならない、と定めていることに反するものであり、監査請求の対象となる公費の無駄遣いを招くこととなる。

5. 正当理由不在の随意契約は究極の官製談合である。

公正取引委員会発行の、入札談合等関与行為防止法に関する説明書には、次の記載がある。

> 第2条第4項にいう「競争により相手方を選定する方法」には，一般競争入札（総合評価落札方式を含む。）及び指名競争入札のほか，**随意契約**のうち，複数の事業者を指名して見積りを徴収し，当該見積りで示された金額を比較して契約先を決定する形態のもの（指名見積り合わせ）が含まれます。このような契約は，実質的に競争入札と変わるところがなく，公正取引委員会においても従来から競争入札と同様のものとして取り扱っています。

「競争により相手方を選定する方法」により契約の相手方を選定しなければならないにもかかわらず、それを怠ることにより、相手方を特定の一者に限る随意契約を行うことは、第2条第5項「契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名すること」に該当し、入札談合等関与行為である。新規参入妨害であり、公共の利益に反するものである。

> 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律
> 第2条 4　この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人（以下「国等」という。）が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法（以下「入札等」という。）により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条 又は第八条第一号 の規定に違反する行為をいう。
>
> 5　この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
> 一　事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
> 二　契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。

三　入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。
四　特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幇助すること。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）
第２条 ⑥ この法律において「不当な取引制限」とは，事業者が，契約，協定その他何らの名義をもつてするかを問わず，他の事業者と共同して対価を決定し，維持し，若しくは引き上げ，又は数量，技術，製品，設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し，又は遂行することにより，公共の利益に反して，一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。
第３条 事業者は，私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。
第８条 事業者団体は，次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

第一条　この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律の趣旨を尊重し、延岡市の民主的で健全な経済発展を促進するために、完全公募制とする必要がある。

新規参入妨害により、競争が制限され、事業者の創意を発揮させる機会を損ない、市民経済の健全な発達が阻害されるならば、公共の不利益は甚大である。

平成25年12月9日

市民議案書

(請願書、陳情書又はこれに類するもの)

延岡市議会議長 佐藤 勉 様

氏名　岩崎 信
住所　延岡市北川町長井4940
Email　mi6116@gmail.com
電話　080-3940-1814

憲法第16条、延岡市議会基本条例第5条3項、延岡市議会会議規則第140条の規定により、議案を提出する。請願書、陳情書又はこれに類するものとして、審議採択することを求める。

件名　市職員の外郭団体等への再就職を禁止する

提案要旨

○ 市職員の市の外郭団体等への再就職を禁止する。

提案理由

1. 天下りは、退職職員の人件費を確保する目的で市民の税金が投入され、事業を不必要に増加させる傾向があり、市民の理解が得られるものではない 。
2. 故に、天下りについては原則として全面的に禁止することが必要である。

以上

延岡市議会事務局 受 25.12.10 午後 195

平成25年12月9日

市民議案書

(請願書、陳情書又はこれに類するもの)

延岡市議会議長 佐藤 勉 様

氏名　岩崎 信
住所　延岡市北川町長井4940
Email　mi6116@gmail.com
電話　080-3940-1814

憲法第16条、延岡市議会基本条例第5条3項、延岡市議会会議規則第140条の規定により、議案を提出する。請願書、陳情書又はこれに類するものとして、審議採択することを求める。

件名　意見公募手続条例を制定する。

提案要旨

1. 意見公募手続き、パブリックコメントに関する条例を制定し、全市民の意見が適切に市政に反映される仕組みを整える。

提案理由

1. 平成１７年６月２９日、行政手続法の一部を改正する法律（平成17年法律第73号）が公布された。

　この法改正により、国の行政機関は、法律に基づく命令や行政手続上の審査基準などを定めるときには、その案を公示し、広く一般の意見を求め、提出された意見を十分に考慮して命令などを定める手続が盛り込まれ、地方公共団体でも、この法律の第４６条の規定により法の趣旨にのっとった必要な措置を講ずることとされた。

　このような要因から、市民参加の拡充に伴う市民自治の確立と市の説明責任を果たすなどの透明で開かれた市政を実現するために、市民生活に重要な事案である市の政策等に対する市民の意見を求める手続を市の共通ルールとして定めることが必要である。

2. 延岡市では未だに意見公募、パブリックコメントの手続きに関する条例が制定されていない。

　どのような場合に意見公募手続きが取られなければならないのか、適正手続としての意見公募手続きはどうあらねばならないのか、意見提出期間は何日以上であらねばならないのか、意見公募手続きが実施されていることは市民に対してどのように周知されなければならにのか、提出された意見に対してどのように応答されなければならないのか、実施結果はどのように公表されなければならないのか、等の規則が明確に定められなければならない。

以上

延岡市議会事務局
受
25.12.10
付
196

12

平成25年12月9日

市民議案書

(請願書、陳情書又はこれに類するもの)

延岡市議会議長 佐藤 勉 様

氏名　岩崎 信
住所　延岡市北川町長井4940
Email　mi6116@gmail.com
電話　080-3940-1814

憲法第16条、延岡市議会基本条例第5条3項、延岡市議会会議規則第140条の規定により、議案を提出する。請願書、陳情書又はこれに類するものとして、審議採択することを求める。

件名　個人情報保護条例を制定する。

提案要旨

○ 延岡市個人情報保護条例を制定する。

提案理由

1. 延岡市には個人情報保護条例がない。極めて稀な自治体である。個人の尊厳が紙のように軽んじられているまちである。
   個人情報の保護に関する法律、宮崎県個人情報保護条例、日之影町個人情報保護条例、他市の個人情報保護条例にならい、延岡市個人情報保護条例を早急に制定し、市民の個人の尊厳を保護するための施策を講じるべきである。
2. 「延岡市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」という条例は存在するが、一般的な個人情報保護条例とは、その目的が異なる。
   例えば、個人情報を取得する場合に、その利用目的を本人に対して明示しなければならない、との規定がない。
   延岡市では不必要な個人情報を求められることがよくある。市民に対して不必要な個人情報の記載を求めない、という職員意識を高めることが必要である。

日之影町個人情報保護条例
(目的)
第1条　この条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、町政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(利用目的による制限)
第7条　実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

延岡市議会事務局 受 25.12.10 付 197

2　実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に**必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。**
3　実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
(収集の制限)
第８条　実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う**目的を明確にし**、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3　実施機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、**本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。**ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

延岡市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例
第１条　この条例は、延岡市の電子計算組織の運営に関する基本的事項を定めることにより、電子計算機処理に係る個人情報の保護を図り、市民の基本的人権を擁護することを目的とする。

以上

平成25年12月9日

市民議案書

(請願書、陳情書又はこれに類するもの)

延岡市議会議長 佐藤 勉 様

氏名　岩崎 信
住所　延岡市北川町長井4940
Email　mi6116@gmail.com
電話　080-3940-1814

憲法第16条、延岡市議会基本条例第5条3項、延岡市議会会議規則第140条の規定により、議案を提出する。請願書、陳情書又はこれに類するものとして、審議採択することを求める。

件名 「何人も」情報公開請求可能とする

提案要旨

○ 情報公開条例第3条を改正し、「何人も」情報請求可能とする。

提案理由

1. 延岡市情報公開条例では、情報公開請求権が市内在住者に限定されている。

これは、居住地差別である。部落差別に通づるものである。

国民の居住地の違いにより、表現の自由、情報請求権の存否を左右することは部落差別である。不当な居住地差別である。延岡市情報公開条例第3条は憲法違反である。憲法14条、法の前の平等に違反し、憲法21条、表現の自由を侵害するものである。

延岡市の行政は、延岡市に住所を有する者のみの税金によってまかなわれているわけではない。国民全体が利害関係を有する。表現の自由は、人の居住地域によっては差別され得ない自由である。延岡市の行政情報を求めることは表現の自由のための行為である。情報を得られなければ、人は表現を制限される。 幸福追求権、生存権が制限される。

延岡市と8市町村は、次のとおり定住自立圏形成協定を締結している。延岡市HPには次の記載がある。

> **定住自立圏形成協定の締結**
> 延岡市は県北の8市町村(日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町)と定住自立圏形成協定を締結しました。
> 平成20年10月、延岡市は、国から定住自立圏構想の先行実施団体に選定され、平成21年3月17日に県北地

延岡市議会事務局 受 25.12.10 付

域において中心的役割を果たしていくことを表明する「中心市宣言」を行いました。
これにより、関係市町村と協力しながら定住自立圏の形成に向けた取組を進めてきましたが、このほど、その推進に必要な事項や役割分担を定めた「定住自立圏形成協定」が関係市町村議会で議決されたことから、平成22年1月7日、関係市町村との間で協定を締結しました。
延岡市が締結した協定の内容
県北地域が抱える課題や現状を踏まえ、関係する市町村との協議、また、県北の民間団体や住民の皆さんで構成する検討会での意見をもとに、次の27項目について協定を締結しました。
生活機能の強化
医療体制の整備や雇用の場の確保などの連携を進めます。
圏域医療体制の整備 / 初期救急医療体制の確立 / 検診体制の構築 / 雇用の場の確保 / 木質バイオマス燃料の推進 / 鳥獣被害防止対策 / 水産物のブランド化・販売 / 圏域観光の推進 / 次世代育成支援対策 / 障がい者の支援体制の構築 / 消防相互応援体制の整備 / 廃棄物の適正処理 / 大学との連携 / 農林水産物の地産地消の推進
結びつきやネットワークの強化
物流基盤などを連携して整備し、相互活用を進めます。
物流基盤の連携整備 / 中心市街地の活性化 / 地域情報ネットワークの構築 / ICT(情報通信技術)による遠隔医療・遠隔教育等システム構築の研究 / 交通ネットワークの整備充実 / 地域の資源を活かした圏域内の交流 / スポーツ合宿の共同誘致 / 森林保全
圏域マネジメント能力の強化
地域をリードする人材育成などを進めます。
職業系の人材育成 / 地域の資源を活かした人材育成 / 行政職員の人材育成 / ICT(情報通信)基盤を活用した生活機能の強化に係る検討 / 自治体電算システム機能の共同調達
http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/contents/kikaku/kikaku/chushinshisengen/kyoutei.html

近隣市町村の住民が、相互の行政事務に利害関係を有することは火を見るよりも明らかである。

延岡市民は、他の市町村に対して、情報公開請求できるにもかかわらず、他の市町村民が延岡市に対して情報公開請求できないのは互恵主義に反する。延岡市民は肩身の狭い思いをしなければならない。

延岡市民としての尊厳、「中心市宣言」した市民としての尊厳を損なわないためには、すみやかに情報公開条例第3条が改正されなければならない。

県内8市の情報公開条例において、市外在住者に対する任意的開示の規定もないのは延岡市のみである。延岡市政の隠微体質、反市民体質、反民主的行政を顕示するものである。

延岡市情報公開条例（開示請求権）
第3条　次の各号に掲げる者は、この条例の定めるところにより、実施機関の長に対し、当該実施機関の保有する行政文書（第5号に掲げる者にあっては、利害関係を有する事務事業に係る行政文書に限る。）の開示を請求することができる。
（1）　市内に住所を有する個人
（2）　市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
（3）　市内に存する事務所又は事業所に勤務する個人
（4）　市内に存する学校に在学する個人
（5）　前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

五ヶ瀬町情報公開条例（公文書の公開を請求する権利）
第5条　何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

市民的政治的自由に関する国際規約第19条

1 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。

2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

Article 19 1. Everyone shall have the right to hold opinions without interference.

2. Everyone shall have the right to freedom of expression; this right shall include freedom to seek, receive and impart information and ideas of all kinds, regardless of frontiers, either orally, in writing or in print, in the form of art, or through any other media of his choice.

以上

平成25年12月9日

市民議案書

（請願書、陳情書又はこれに類するもの）

延岡市議会議長 佐藤 勉 様

氏名　岩崎 信
住所　延岡市北川町長井4940
Email　mi6116@gmail.com
電話　080-3940-1814

憲法第16条、延岡市議会基本条例第5条3項、延岡市議会会議規則第140条の規定により、議案を提出する。請願書、陳情書又はこれに類するものとして、審議採択することを求める。

件名　意見公募手続実施結果の公表サイトを開設する。

提案要旨

○ 意見公募手続き、パブリックコメントの実施結果をまとめて閲覧できるサイトを開設し、市民が実施状況をいつでも確認できるようにする。政策決定過程を透明にする。

提案理由

1. 延岡市では意見公募手続きが実施されることは極めて稀であるが、その実施結果を閲覧できるサイトがないので、市民が政策決定過程を、いつでも確認できる機会が確保されていない。 適正手続を検証できない。提出された市民の意見とそれに対する応答状況が蓄積されなければ、情報資産が無駄となる。

以上

延岡市議会事務局 受 25.12.10 付 第 199

平成25年12月9日

市民議案書

(請願書、陳情書又はこれに類するもの)

延岡市議会議長 佐藤 勉 様

氏名　岩崎 信
住所　延岡市北川町長井4940
Email　mi6116@gmail.com
電話　080-3940-1814

憲法第16条、延岡市議会基本条例第5条3項、延岡市議会会議規則第140条の規定により、議案を提出する。請願書、陳情書又はこれに類するものとして、審議採択することを求める。

件名　延岡市HPのサーバー容量を1GBから無制限に変更する

提案要旨

○ 延岡市のホームページのサーバー容量を、現状1.3GBから無制限に変更し、競争入札に付す。

提案理由

1. 延岡市のホームページのサーバーの契約容量は、現在1.3GBである。

これでは行政情報を蓄積することができない。

電子政府としての最低必要条件が満たされていない。

一旦掲載された情報が、いつのまにか削除されていることがよくあり、市民は困惑し、大きな衝撃を受ける。

例えば、総合支所だよりがこの4月号からHPに掲載されることとなったが、最新号のみである。つぎつぎに削除されている。過去のバックナンバーを市民がいつでも閲覧できる状態になっていない。あまりにも不自然である。あまりにも不親切である。

「広報のべおか」は過去3年分が蓄積されているにもかかわらず、北浦、北方、北川総合支所だよりが最新号のみでは不平等である。

他市の状況を調査したところ、日向市でも都城市でも宮崎県でも、容量の制限はなく、物理的なハードディスク自体の容量であった。必要に応じてハードディスクを追加、大容量のものに交換するなどして、無制限のデーターを蓄積することができる。

自治体のホームページの容量が制限されるなどということは、あってはならないことである。アメリカ政府、日本政府等のホームページの容量を1GBに制限する契約を結ぶというようなことが考えられるだろうか。

平成25年6月14日に「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定されている。

延岡市議会事務局 受 25.12.10 何号 200

国連の経済社会局が、世界各国の「電子政府」について調査した“E-Government Survey”の2012年版の報告書によれば、電子政府の発達度のランキングでのベスト3は韓国、オランダ、英国で、日本は18位となっている。

日本が世界一に躍り出るためには、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」の解釈にあたり、韓国の「電子政府実現のための行政業務等の電子化促進に関する法律」の水準以上の基準が求められているものと解されなければならない。

延岡市のホームページに掲載された情報が、短期間で突然削除されることは、市民の不利益である。

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二十条（行政の情報化）、第一条（目的）、第三条（すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現）、第五条（ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現）、第六条（活力ある地域社会の実現及び住民福祉の向上）、第十一条（国及び地方公共団体の責務）、第十六条（高度情報通信ネットワークの一層の拡充等の一体的な推進）の規定に反する運用実態である。

「サーバー容量無制限」という条件で、競争入札に付すべきである。

現在の契約相手方は、「株式会社宮崎県ソフトウェアセンター」という、延岡市も出資している半官半民の事業者である。年間75万6千円、月額6万3千円も出費していながら1．3GBとはお粗末すぎる。8年間以上、相手方の変更がない特命随意契約である。

地方自治法第2条14項が事務処理にあたって最小の経費で最大の効果を挙げるべきことを求め、地方財政法4条1項が地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえてこれを支出してはならない、と定めていることに反するものである。

電子政府実現のための行政業務等の電子化促進に関する法律（韓国の法律第6439号、2001年）

第4条（行政機関の責務）①行政機関は、電子政府の具現を促進して知識情報化時代の国民の生活の質を向上させるようにこの法律を運営して関連制度を改善しなければならない。

②行政機関は、当該機関の電子政府の具現及び運営と関連して次の各号の業務を遂行しなければならない。

1. 行政革新と電子政府の具現のための事業間の連係
2. 電子化対象業務の処理過程革新
3. 情報通信網を通した業務遂行及び行政サービスの提供
4. 所属公務員に対する情報通信技術活用能力の向上及び検定
5. 電子政府の運営と関連した国民不満事項に対する確認及び迅速な改善

③行政機関は、他の行政機関が電子政府の具現及び運営と関連して情報通信網の連係、行政情報の共同利用等協調を要請する場合には、これに積極的で応じなければならない。

④行政機関は、所管政策の樹立及び執行において第2項各号の事項を優先的に考慮しなければならない。

第5条（公務員の責務）①公務員は、担当業務を電子的処理に適合するように改善することに最大限の努力を傾けなければならない。

②公務員は、担当業務の電子的処理のために必要な情報通信技術活用能力を備えなければならない。

③公務員は、電子的に業務を処理する場合において、国民の便益を行政機関の便益より優先的に考慮しなければならない。

第2章　電子政府の具現及び運営原則

第6条（国民便益中心の原則）行政機関の業務処理過程は、当該業務を処理する場合において国民が負担しなければならない時間及び努力が最小化されるように設計されなければならない。

第7条（業務革新先行の原則）行政機関は、業務を電子化しようとする場合には、あらかじめ当該業務及びこれと関連した業務の処理過程全般を電子的処理に適合するように革新しなければならない。

第8条 （電子的処理の原則） 行政機関の主要業務は、電子化されなければならず、電子的処理が可能な業務は、特別な事由がある場合を除いては、電子的に処理されなければならない。

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 2001年 （目的）

第一条 この法律は、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びに高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「高度情報通信ネットワーク社会」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。

（すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現）

第三条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、すべての国民が、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用する機会を有し、その利用の機会を通じて個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となり、もって情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを旨として、行われなければならない。

（経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化）

第四条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動（以下「電子商取引等」という。）の促進、中小企業者その他の事業者の経営の能率及び生産性の向上、新たな事業の創出並びに就業の機会の増大をもたらし、もって経済構造改革の推進及び産業の国際競争力の強化に寄与するものでなければならない。

（ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現）

第五条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じた、国民生活の全般にわたる質の高い情報の流通及び低廉な料金による多様なサービスの提供により、生活の利便性の向上、生活様式の多様化の促進及び消費者の主体的かつ合理的選択の機会の拡大が図られ、もってゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現に寄与するものでなければならない。

（活力ある地域社会の実現及び住民福祉の向上）

第六条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、情報通信技術の活用による、地域経済の活性化、地域における魅力ある就業の機会の創出並びに地域内及び地域間の多様な交流の機会の増大による住民生活の充実及び利便性の向上を通じて、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び地域住民の福祉の向上に寄与するものでなければならない。

（国及び地方公共団体と民間との役割分担）

第七条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、公正な競争の促進、規制の見直し等高度情報通信ネットワーク社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備等を中心とした施策を行うものとする。

（利用の機会等の格差の是正）

第八条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差が、高度情報通信ネットワーク社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害するおそれがあることにかんがみ、その是正が積極的に図られなければならない。

（社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応）

第九条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、情報通信技術の活用により生ずる社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における各般の新たな課題について、適確かつ積極的に対応しなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第十条 国は、第三条から前条までに定める高度情報通信ネットワーク社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第十一条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第十二条　国及び地方公共団体は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策が迅速かつ重点的に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

（法制上の措置等）

第十三条　政府は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（統計等の作成及び公表）

第十四条　政府は、高度情報通信ネットワーク社会に関する統計その他の高度情報通信ネットワーク社会の形成に資する資料を作成し、インターネットの利用その他適切な方法により随時公表しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十五条　政府は、広報活動等を通じて、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

第二章　施策の策定に係る基本方針

（高度情報通信ネットワークの一層の拡充等の一体的な推進）

第十六条　高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの一層の拡充、高度情報通信ネットワークを通じて提供される文字、音声、映像その他の情報の充実及び情報通信技術の活用のために必要な能力の習得が不可欠であり、かつ、相互に密接な関連を有することにかんがみ、これらが一体的に推進されなければならない。

（世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成）

第十七条　高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、広く国民が低廉な料金で利用することができる世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならない。

（教育及び学習の振興並びに人材の育成）

第十八条　高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、すべての国民が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習を振興するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材を育成するために必要な措置が講じられなければならない。

（電子商取引等の促進）

第十九条　高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、規制の見直し、新たな準則の整備、知的財産権の適正な保護及び利用、消費者の保護その他の電子商取引等の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

（行政の情報化）

第二十条　高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進するために必要な措置が講じられなければならない。

（公共分野における情報通信技術の活用）

第二十一条　高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るため、情報通信技術の活用による公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上のために必要な措置が講じられなければならない。

以上

平成25年12月9日

市民議案書

(請願書、陳情書又はこれに類するもの)

延岡市議会議長 佐藤 勉 様

氏名　岩崎 信
住所　延岡市北川町長井4940
Email　mi6116@gmail.com
電話　080-3940-1814

憲法第16条、延岡市議会基本条例第5条3項、延岡市議会会議規則第140条の規定により、議案を提出する。請願書、陳情書又はこれに類するものとして、審議採択することを求める。

件名　温泉憩潤施設を4ヶ所創設し、市民幸福度を増進する。

提案要旨

○ 天然温泉交流施設を北方、北浦、北川、延岡の各地区に一ヶ所づつ設置し、市民の憩いの場を増やす。市民の健康と幸福度の増進を図る。

提案理由

1. 延岡市には市民の憩いの場となる場所が少ない。この点は最近の子ども議会でも指摘されていた。子どもは正直である。
2. 温泉施設は住民に最も幸福感を与え、くつろげる場所であり、自然に人々の交流が始まる場所であるが、延岡市には、そのような条件を満たす場所がない。
3. ヘルストピア、上祝子川温泉は、この条件を満たしていない。ヘルストピアは構造的に憩いの場とはなっていない。上祝子川温泉は、多くの市民が気軽に訪れることのできる場所ではない。
4. 提案者は最近、都城市山之口町にある青井岳温泉に立ち寄る機会があったが、このような施設が模範となる。良質の温泉と、入浴後にくつろげる大広間がある。浴場とくつろげる大広間は一体となっていることが必要である。
5. 提案者は日本全国の温泉巡りを経験し、温泉文化は日本文化の柱であると認識している。井戸端会議、湯の端会議がはずむ場所、人々が憩い、交流する場所が延岡には不足している。
6. 市民の幸福増進のために最も有効な施策として、より多くの人が気軽に行ける場所に温泉交流憩いの場を設置することが必要である。北方、北浦、北川、延岡の各地区に一ヶ所づつの設置が適当と考えられる。

以上

23

平成25年12月9日

市民議案書

(請願書、陳情書又はこれに類するもの)

延岡市議会議長 佐藤 勉 様

氏名　岩崎 信
住所　延岡市北川町長井4940
Email　mi6116@gmail.com
電話　080-3940-1814

憲法第16条、延岡市議会基本条例第5条3項、延岡市議会会議規則第140条の規定により、議案を提出する。請願書、陳情書又はこれに類するものとして、審議採択することを求める。

件名　9月9日付け提出議案書6件の審議採択を求める

提案要旨

○ 9月9日付け提出議案書6件の審議採択を求める。

件名 図書館資料の貸出冊数の制限を「5 冊」から「10 冊」又は「無制限」に変更する
延岡市立図書館北方北浦北川分館にインターネット接続PC を設置すること
延岡市立図書館内で無線LAN(Wi-Fi)インターネット接続環境を整えること
図書館の運営情報、図書館協議会の議事録等をホームページで公表する
延岡市立図書館協議会の委員を公募すること
図書館長の採用は公募制とする

提案理由

1. 9月9日付け提出議案書6件(請願書、陳情書又はこれに類するもの)が審議採択されていない。
2. 法の前の平等(憲法第14条)に反するものであるから、すみやかに審議採択されなければならない。

以上

延岡市議会事務局 受 25.12.10 付 202

24

乙第３号証

延岡市議会会議規則

昭和45年４月３日
議会規則第１号

改正　昭和49年５月15日議会規則第１号　昭和61年３月28日議会規則第１号
昭和62年７月15日議会規則第１号　平成３年６月20日議会規則第２号
平成４年３月27日議会規則第１号　平成14年５月９日議会規則第１号
平成19年３月27日議会規則第１号　平成21年３月24日議会規則第１号
平成23年３月31日議会規則第１号　平成23年７月19日議会規則第３号
平成24年12月11日議会規則第１号

目次

第１章　会議
第１節　総則
第１条（参集）
第２条（欠席の届出）
第３条（宿所又は連絡所の届出）
第４条（議席）
第５条（会期）
第６条（会期の延長）
第７条（会期中の閉会）
第８条（議会の開閉）
第９条（会議時間）
第10条（休会）
第11条（会議の開閉）
第12条（定足数に関する措置）
第13条（出席催告）
第２節　議案及び動議
第14条（議案の提出）
第15条（一事不再議）
第16条（動議成立に必要な賛成者の数）
第17条（修正の動議）
第18条（先決動議の表決の順序）
第19条（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）
第３節　議事日程
第20条（日程の作成及び配付）
第21条（日程の順序変更及び追加）
第22条（議事日程のない会議の通知）
第23条（延会の場合の議事日程）
第24条（日程の終了及び延会）
第４節　選挙
第25条（選挙の宣告）
第26条（不在議員）
第27条（議場の出入口閉鎖）
第28条（投票用紙の配付及び投票箱の点検）
第29条（投票）
第30条（投票の終了）
第31条（開票及び投票の効力）
第32条（選挙結果の報告）
第33条（選挙関係書類の保存）
第５節　議事

第34条（議題の宣告）
第35条（一括議題）
第36条（議案等の朗読）
第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）
第38条（付託事件を議題とする時期）
第39条（委員長の報告及び少数意見者の報告）
第40条（修正案の説明）
第41条（委員長報告等に対する質疑）
第42条（討論及び表決）
第43条（議決事件の字句及び数字等の整理）
第44条（委員会の審査又は調査期限）
第45条（委員会の中間報告）
第46条（再付託）
第47条（議事の継続）
第６節　秘密会
第48条（指定者以外の者の退場）
第49条（秘密の保持）
第７節　発言
第50条（発言の許可等）
第51条（発言の通告及び順序）
第52条（発言の通告をしない者の発言）
第53条（討論の方法）
第54条（議長の発言討論）
第55条（発言内容の制限）
第56条（質疑の回数）
第57条（発言時間の制限）
第58条（議事進行に関する発言）
第59条（発言の継続）
第60条（質疑又は討論の終結）
第61条（選挙及び表決時の発言制限）
第62条（一般質問）
第63条（緊急質問等）
第64条（準用規定）
第65条（発言の取消し又は訂正）
第66条（答弁書の配付）
第８節　表決
第67条（表決問題の宣告）
第68条（不在議員）
第69条（条件の禁止）
第70条（起立による表決）
第71条（投票による表決）
第72条（無記名投票）
第73条（記名投票）
第74条（選挙規定の準用）
第75条（表決の訂正）
第76条（簡易表決）
第77条（表決の順序）
第９節　公聴会及び参考人
第77条の２（公聴会開催の手続）
第77条の３（意見を述べようとする者の申出）

第77条の４（公述人の決定）
第77条の５（公述人の発言）
第77条の６（議員と公述人の質疑）
第77条の７（代理人又は文書による意見の陳述）
第77条の８（参考人）
第10節　会議録
第78条（会議録の記載事項）
第79条（会議録の配付）
第80条（会議録に掲載しない事項）
第81条（会議録署名議員）
第82条（会議録の保存年限）
第２章　委員会
第１節　総則
第83条（議長への通知）
第84条（欠席の届出）
第85条（会議中の委員会の禁止）
第86条（会議の開閉）
第87条（定足数に関する措置）
第２節　審査
第88条（議題の宣告）
第89条（一括議題）
第90条（議案等の朗読）
第91条（審査順序）
第92条（先決動議の表決順序）
第93条（動議の撤回）
第94条（委員の議案修正）
第95条（分科会又は小委員会）
第96条（連合審査会）
第97条（証人出頭又は記録提出の要求）
第98条（所管事務の調査）
第99条（委員の派遣）
第100条（議事の継続）
第101条（少数意見の留保）
第102条（議決事件の字句及び数字等の整理）
第103条（委員会報告書）
第104条（閉会中の継続審査）
第３節　秘密会
第105条（指定者以外の者の退場）
第106条（秘密の保持）
第４節　発言
第107条（発言の許可）
第108条（委員の発言）
第109条（発言内容の制限）
第110条（委員外議員の発言）
第111条（委員長の発言）
第112条（発言時間の制限）
第113条（議事進行に関する発言）
第114条（発言の継続）
第115条（質疑又は討論の終結）
第116条（選挙及び表決時の発言制限）

第117条（発言の取消し又は訂正）
第118条（答弁書の朗読）
第５節　表決
第119条（表決問題の宣告）
第120条（不在委員）
第121条（条件の禁止）
第122条（起立による表決）
第123条（投票による表決）
第124条（無記名投票）
第125条（記名投票）
第126条（選挙規定の準用）
第127条（表決の訂正）
第128条（簡易表決）
第129条（表決の順序）
第６節　削除（第130条―第133条）
第３章　請願
第134条（請願書の記載事項等）
第135条（請願文書表の作成及び配付）
第136条（請願の委員会付託）
第137条（紹介議員の委員会出席）
第138条（請願の審査報告）
第139条（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求）
第140条（陳情書の処理）
第４章　辞職及び資格の決定
第141条（議長及び副議長の辞職）
第142条（議員の辞職）
第143条（資格決定の要求）
第144条（資格決定の審査）
第145条（決定書の交付）
第５章　規律
第146条（品位の尊重）
第147条（携帯品）
第148条（議事妨害の禁止）
第149条（離席）
第150条（飲食又は喫煙の禁止）
第151条（新聞紙等の閲読禁止）
第152条（資料等印刷物の配付許可）
第153条（許可のない登壇の禁止）
第154条（議長の秩序保持権）
第６章　懲罰
第155条（懲罰動議の提出）
第156条（懲罰動議の審査）
第157条（戒告又は陳謝の方法）
第158条（出席停止の期間）
第159条（出席停止期間中出席したときの措置）
第160条（懲罰の宣告）
第７章　協議又は調整を行うための場
第161条（協議又は調整を行うための場）
第８章　議員の派遣
第162条（議員の派遣）

第９章　補則
第163条（会議規則の疑義に対する措置）
附則
第１章　会議
第１節　総則
（参集）
第１条　議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。
（欠席の届出）
第２条　議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。
（宿所又は連絡所の届出）
第３条　議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。
（議席）
第４条　議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。
２　一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。
３　議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかって議席を変更することができる。
４　議席には、番号及び氏名標を付ける。
（会期）
第５条　会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。
２　会期は、招集された日から起算する。
（会期の延長）
第６条　会期は、議会の議決で延長することができる。
（会期中の閉会）
第７条　会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。
（議会の開閉）
第８条　議会の開閉は、議長が宣告する。
（会議時間）
第９条　会議時間は、午前10時から午後５時までとする。
２　議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。
３　会議の開始は、号鈴で報ずる。
（休会）
第10条　市の休日は、休会とする。
２　議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。
３　議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。
４　地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第１項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。
（会議の開閉）
第11条　開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。
２　議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することはできない。
（定足数に関する措置）
第12条　開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。
２　会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。
３　会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

（出席催告）
第13条　法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に、文書又は口頭をもって行う。

第２節　議案及び動議

（議案の提出）
第14条　議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第２項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては２人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。
２　委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。
（一事不再議）
第15条　議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。
（動議成立に必要な賛成者の数）
第16条　動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に２人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。
（修正の動議）
第17条　修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の３の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては３人以上の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。
（先決動議の表決の順序）
第18条　他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員５人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。
（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）
第19条　会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。
２　議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。
３　委員会が提出した議案につき第１項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第３節　議事日程

（日程の作成及び配付）
第20条　議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただしやむを得ないときは、議長がこれを報告して配付にかえることができる。
（日程の順序変更及び追加）
第21条　議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。
（議事日程のない会議の通知）
第22条　議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。
２　前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。
（延会の場合の議事日程）
第23条　議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。
（日程の終了及び延会）
第24条　議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。
２　議事日程に記載した事件の議事を終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって延会することができる

第４節　選挙

（選挙の宣告）
第25条　議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。
（不在議員）
第26条　選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。
（議場の出入口閉鎖）
第27条　投票による選挙を行うときは、議長は、第25条（選挙の宣告）の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。
（投票用紙の配付及び投票箱の点検）
第28条　投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配付させた後、配付漏れの有無を確かめなければならない。
2　議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。
（投票）
第29条　議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。
（投票の終了）
第30条　議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。
（開票及び投票の効力）
第31条　議長は、開票を宣告した後、２人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。
2　前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。
3　投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。
（選挙結果の報告）
第32条　議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。
2　議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。
（選挙関係書類の保存）
第33条　議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第５節　議事

（議題の宣告）
第34条　会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。
（一括議題）
第35条　議長は、必要があると認めるときは、２件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員５人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。
（議案等の朗読）
第36条　議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。
（議案等の説明、質疑及び委員会付託）
第37条　会議に付する事件は、第136条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。
2　委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。
3　前２項における提出者の説明及び第１項における委員会への付託は、討論を用いないで会議にはかって省略することができる。
（付託事件を議題とする時期）
第38条　委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とする。
（委員長の報告及び少数意見者の報告）
第39条　委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。
2　少数意見が２個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3　第１項の報告は、討論を用いないで会議にはかって省略することができる。
4　委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。
（修正案の説明）
第40条　委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。
（委員長報告等に対する質疑）
第41条　議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。
（討論及び表決）
第42条　議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。
（議決事件の字句及び数字等の整理）
第43条　議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。
（委員会の審査又は調査期限）
第44条　議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。
2　前項の期限までに審査を終わらなかったときは、その事件は、第38条（付託事件を議題とする時期）の規定にかかわらず、会議において審議することができる。
（委員会の中間報告）
第45条　議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。
2　委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。
（再付託）
第46条　委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。
（議事の継続）
第47条　延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。
第６節　秘密会
（指定者以外の者の退場）
第48条　秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。
（秘密の保持）
第49条　秘密会の議事の記録は、公表しない。
2　秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。
第７節　発言
（発言の許可等）
第50条　発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。
2　議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。
（発言の通告及び順序）
第51条　会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。
2　発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。
3　発言の順序は、議長が決める。
4　発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。
（発言の通告をしない者の発言）

第52条　発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。
2　発言の通告をしない者が発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の番号を告げ、議長の許可を得なければならない。
3　２人以上起立して発言を求めるときは、議長は、先起立者と認める者から指名する。
（討論の方法）
第53条　討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。
（議長の発言討論）
第54条　議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。
（発言内容の制限）
第55条　発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。
2　議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。
3　議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。
（質疑の回数）
第56条　質疑は、同一議員につき、同一議題について３回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。
（発言時間の制限）
第57条　議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。
2　議長の定めた時間の制限について、出席議員５人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。
（議事進行に関する発言）
第58条　議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。
2　議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。
（発言の継続）
第59条　延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。
（質疑又は討論の終結）
第60条　質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。
2　質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。
3　質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。
（選挙及び表決時の発言制限）
第61条　選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることはできない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。
（一般質問）
第62条　議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。
2　質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。
（緊急質問等）
第63条　質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。
2　前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。
3　第１項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。
（準用規定）
第64条　質問については、第56条（質疑の回数）及び第60条（質疑又は討論の終結）の規定を準用す

る。

（発言の取消し又は訂正）

第65条　発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

（答弁書の配付）

第66条　市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配付にかえることができる。

第８節　表決

（表決問題の宣告）

第67条　議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

（不在議員）

第68条　表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

（条件の禁止）

第69条　表決には、条件を付けることができない。

（起立による表決）

第70条　議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

２　議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員５人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

（投票による表決）

第71条　議長が必要があると認めるとき、又は出席議員５人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

２　同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

（無記名投票）

第72条　無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

２　無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

（記名投票）

第73条　記名投票を行う場合には、前条第１項の投票に、自己の氏名を併記しなければならない。

２　前項の投票については、前条第２項の規定を準用する。

（選挙規定の準用）

第74条　記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条（議場の出入口閉鎖）、第28条（投票用紙の配付及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票及び投票の効力）、第32条（選挙結果の報告）第１項及び第33条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。

（表決の訂正）

第75条　議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

（簡易表決）

第76条　議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して出席議員５人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

（表決の順序）

第77条　議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

２　同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員５人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

３　修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第９節　公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第77条の２　会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第77条の３　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第77条の４　公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

２　あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第77条の５　公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

２　公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

３　公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第77条の６　議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

２　公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第77条の７　公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第77条の８　会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

２　参考人については、第77条の５（公述人の発言）、第77条の６（議員と公述人の質疑）及び前条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

第10節　会議録

（会議録の記載事項）

第78条　会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

（１）　開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時

（２）　開議、散会、延会、中止及び休憩の日時

（３）　出席及び欠席議員の氏名

（４）　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

（５）　説明のため出席した者の職氏名

（６）　議事日程

（７）　議長の諸報告

（８）　議員の異動並びに議席の指定及び変更

（９）　会議に付した事件

（10）　議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

（11）　選挙の経過

（12）　議事の経過

（13）　記名投票における賛否の氏名

（14）　その他議長又は議会において必要と認めた事項

２　議事は、録音機を使用し、これを文章に訳して会議録を作成する。

（会議録の配付）

第79条　会議録は、印刷して、議員及び関係者に配付する。

（会議録に掲載しない事項）

第80条　前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条（発言の取消し又は訂正）の規定により取り消した発言は、掲載しない。

（会議録署名議員）

第81条　会議録に署名する議員は、２人とし、議長が会議において指名する。

（会議録の保存年限）

第82条　会議録の保存年限は、永年とする。

第２章　委員会

第１節　総則

（議長への通知）

第83条　委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

（欠席の届出）

第84条　委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

（会議中の委員会の禁止）

第85条　委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

（会議の開閉）

第86条　開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

２　委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

（定足数に関する措置）

第87条　開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。

２　会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

３　会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

第２節　審査

（議題の宣告）

第88条　会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

（一括議題）

第89条　委員長は、必要があると認めるときは、２件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

（議案等の朗読）

第90条　委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

（審査順序）

第91条　委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。

（先決動議の表決順序）

第92条　他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

（動議の撤回）

第93条　提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

（委員の議案修正）

第94条　委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

（分科会又は小委員会）

第95条　委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

（連合審査会）

第96条　委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審

査会を開くことができる。

（証人出頭又は記録提出の要求）

第97条　委員会は、法第100条第１項の規定による調査を委託された場合において、特に必要があると認める場合であって証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

（所管事務の調査）

第98条　常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

２　議会運営委員会が法第109条第３項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

（委員の派遣）

第99条　委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

（議事の継続）

第100条　会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

（少数意見の留保）

第101条　委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員１人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

２　前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに委員長を経て議長に提出しなければならない。

（議決事件の字句及び数字等の整理）

第102条　委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

（委員会報告書）

第103条　委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

（閉会中の継続審査）

第104条　委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

第３節　秘密会

（指定者以外の者の退場）

第105条　秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

（秘密の保持）

第106条　秘密会の議事の記録は、公表しない。

２　秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第４節　発言

（発言の許可）

第107条　委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

（委員の発言）

第108条　委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

（発言内容の制限）

第109条　発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

２　委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

（委員外議員の発言）

第110条　委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2　委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

（委員長の発言）

第111条　委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

（発言時間の制限）

第112条　委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2　委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

（議事進行に関する発言）

第113条　議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2　議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。

（発言の継続）

第114条　会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

（質疑又は討論の終結）

第115条　質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2　質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3　質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

（選挙及び表決時の発言制限）

第116条　選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

（発言の取消し又は訂正）

第117条　発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

（答弁書の朗読）

第118条　市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

第５節　表決

（表決問題の宣告）

第119条　委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

（不在委員）

第120条　表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

（条件の禁止）

第121条　表決には、条件を付けることができない。

（起立による表決）

第122条　委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2　委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

（投票による表決）

第123条　委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2　同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票できめる。

（無記名投票）

第124条　無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の

投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。
2　無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。
（記名投票）
第125条　記名投票を行う場合には、前条第１項の投票に、自己の氏名を併記しなければならない。
2　前項の投票については、前条第２項の規定を準用する。
（選挙規定の準用）
第126条　記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条（投票用紙の配付及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票及び投票の効力）及び第32条（選挙結果の報告）第１項の規定を準用する。
（表決の訂正）
第127条　委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。
（簡易表決）
第128条　委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。
（表決の順序）
第129条　同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかって決める。
2　修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第６節　削除

第130条から第133条まで　削除

第３章　請願

（請願書の記載事項等）
第134条　請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。
2　請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。
3　請願書の提出は、平穏になされなければならない。
4　請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。
（請願文書表の作成及び配付）
第135条　議長は、請願文書表を作成し、議員に配付する。
2　請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。
（請願の委員会付託）
第136条　議長は、請願文書表の配付とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、委員会の付託は議会の議決で省略することができる。
2　前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。
3　請願の内容が２以上の委員会の所管に属する場合は、２以上の請願が提出されたものとみなす。
（紹介議員の委員会出席）
第137条　委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。
2　紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。
（請願の審査報告）
第138条　委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。
（１）　採択すべきもの
（２）　不採択とすべきもの
2　採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並

びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求）

第139条　議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

（陳情書の処理）

第140条　議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第４章　辞職及び資格の決定

（議長及び副議長の辞職）

第141条　議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

２　前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかってその許否を決定する。

３　閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

（議員の辞職）

第142条　議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

２　前条第２項及び第３項の規定は、議員の辞職について準用する。

（資格決定の要求）

第143条　法第127条第１項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の２の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

（資格決定の審査）

第144条　前条の要求については、議会は、第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第３項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

（決定書の交付）

第145条　議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の２の規定に該当するかどうかについての法第127条第１項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第５章　規律

（品位の尊重）

第146条　議員は、議会の品位を重んじなければならない。

（携帯品）

第147条　議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

（議事妨害の禁止）

第148条　何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

（離席）

第149条　議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

（飲食又は喫煙の禁止）

第150条　何人も、議場において飲食又は喫煙してはならない。

（新聞紙等の閲読禁止）

第151条　何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

（資料等印刷物の配付許可）

第152条　議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配付するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

（許可のない登壇の禁止）

第153条　何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

（議長の秩序保持権）

第154条　すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかって定める。

第６章　懲罰

（懲罰動議の提出）

第155条　懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

２　前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して３日以内に提出しなければならない。ただし、第49条（秘密の保持）第２項又は第106条（秘密の保持）第２項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

（懲罰動議の審査）

第156条　懲罰については、議会は、第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第３項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

（戒告又は陳謝の方法）

第157条　戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

（出席停止の期間）

第158条　出席停止は、５日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

（出席停止期間中出席したときの措置）

第159条　出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

（懲罰の宣告）

第160条　議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第７章　協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第161条　法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

２　前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

３　前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、その名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

４　協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第８章　議員の派遣

（議員の派遣）

第162条　法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

２　前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第９章　補則

（会議規則の疑義に対する措置）

第163条　この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議にはかって決定する。

附　則

１　この規則は、昭和45年５月１日から施行する。

２　延岡市議会会議規則（昭和33年議会規則第８号）は、廃止する。

附　則（昭和49年５月15日議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和61年３月28日議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和62年７月15日議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成３年６月20日議会規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成４年３月27日議会規則第１号）

この規則は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成14年５月９日議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年３月27日議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年３月24日議会規則第１号）

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月31日議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年７月19日議会規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年12月11日議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第98条第２項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第１条ただし書に規定する日から施行する。

別表（第161条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議案の審査及び議会の運営に関する協議及び調整	全議員	議長
代表者会	議員の会派間の意見調整その他議会の運営上必要と認める事項に関する協議及び調整	議長、副議長及び議員の会派から選出された議員	議長
合同会議	議会の活動計画に関する協議及び調整	議長、副議長、議員のうちから選任される監査委員、常任委員会及び特別委員会の委員長並びに議員の会派から選出された議員	議長
政策提言議員協議会	市の施策に対する提言等を行うための協議及び調整	議長、副議長及び議員の会派から選出された議員	政策提言議員協議会長又は議長

乙第４号証

延市議第207号
平成25年12月18日

岩崎　信　様

延岡市議会
議長　佐藤　勉
議会運営委員会
委員長　上田美利

提出された書類の処理について（お知らせ）

平成25年12月10日に提出されました下記12件の書類につきましては、議会運営委員会で協議の結果、当該委員会委員へ各写しを配布しましたので、お知らせいたします。

記

・件名　市長の三選を禁止する

・件名　市長の報酬を議会議長と同額にするため、44万円削減する

・件名　市職員、課長、部長等の任用は随時公募制とする。

・件名　公共施設の指定管理者は完全公募制とする

・件名　市職員の外郭団体等への再就職を禁止する

・件名　意見公募手続条例を制定する。

・件名　個人情報保護条例を制定する。

・件名　「何人も」情報公開請求可能とする

・件名　意見公募手続実施結果の公表サイトを開設する。

・件名　延岡市HPのサーバー容量を1GBから無制限に変更する

・件名　温泉憩潤施設を4ヶ所創設し、市民幸福度を増進する。

・件名　9月9日付け提出議案書6件の審議採択を求める

乙第５号証

12月24日（14時25分）陳情等の処理方法が異なる理由について
送信者: "Mako Iwasaki" <mi6116@gmail.com>
宛先: "gikai" <gikai@city.nobeoka.miyazaki.jp>
件名 : 異なる理由について
日時 : 2013年12月24日 14:25

延岡市議会議長 佐藤 勉様

添付ファイルを参照ください。
3月と、9月、12月の処理方法が異なる理由を説明願います。

岩崎 信
mi6116@gmail.com
電話：080-3940-1814
延岡市北川町長井4940

乙第６号証

延市議第２１５号
平成25年12月27日

岩崎　　信　　様

延岡市議会
議長　佐藤　　勉
議会運営委員会
委員長　上田美利

提出された書類の処理方法について（回答）

岩崎様より、これまで平成25年３月、同年９月、同年12月にご提出いただきました各書類の処理については、いずれも議会運営委員会で協議いたしております。

まず、３月にご提出いただいた分につきましては、表題が「陳情書」とされていましたことから、市議会への陳情として処理いたしました。

次に、９月及び12月にご提出いただいた分につきましては、表題が「議案書」及び「市民議案書」とされていましたことから、所属委員へ写しを配布することにより処理いたしました。

乙第７号証

課室名	経営政策課

起案日	平成25年10月７日	決裁日	H25年10月9日

課内				検討者			決裁者
担当者	起案責任者						企画部長
伊佳	Tel 2170						
		合議者					
							総務課長
ファイリングマネージャー	公印						

広報のべおかへの掲載	要・否	ホームページへの掲載	要・否

件名：　行政文書開示請求に係る開示決定等について

情報公開条例に基づき開示請求のあった行政文書に関して、それぞれ条例第５条に基づく不開示情報の有無を検討した結果、下記の通り開示決定等を行います。

記

1　開示請求者：延岡市北川町長井４９４０番地　　岩　崎　　信

2　開示請求日：平成 25 年９月 25 日

3　開示請求対象：指定管理者に関する全資料「経営政策課ファイル基準表№43-44 の全部」

4　開示請求に係る行政文書及び開示決定等の内容・・・別紙一覧表のとおり

・行政文書開示決定通知書・・別紙１　　行政文書部分開示決定通知書・・別紙２

様式第1号（第3条関係）

平成25年9月25日

実施機関の長
延岡市長　様

請求者　住所　〒889-0102 延岡市北川町長井4940
氏名　岩崎 信
電話　080-3940-1814
Fax　0982-46-3118
Email mi6116@gmail.com

行政文書開示請求書

延岡市情報公開条例第4条第1項の規定により、次のとおり行政情報の開示を請求します。

請求者の区分	①市内に住所を有する個人
開示請求する行政文書の名称又は内容	経営政策課 コミュニティ施設に関する全資料 経営政策課ファイル基準表 No40-41の全部 指定管理者に関する全資料 経営政策課ファイル基準表 No43-44の全部 コミュニティ助成事業に関する資料
開示の実施方法	①閲覧　2 写しの交付　3 写しの送付 4 その他（　　） 希望開示日：すみやかに
所管課	経営政策課　22-7074
情報公開センター受付印	延岡市情報公開センター 受 '13.9.25 付
情報公開センター受付番号	平成25年度第123号
備考	

注　請求者欄及び太線の枠内に必要事項を記入し、該当する番号を○で囲んでください。

キャビネット 引出し見出し	固有文書

経営政策課ファイル基準表

▼=ウツシカエないでステル ↓=下の段へ （前年度引出しへ）	③=3年保存 ⑤=5年保存 ⑩=10年保存
▽=オキカエ ないでステル	長=長期保存

No 43

第1ガイド（大マトメ）	第2ガイド（中マトメ）	第3ガイド（小マトメ）	フォルダーテーマ	ウツシカエ いつ	ウツシカエ どこへ	オキカエ 保存年	資料取扱の説明（ウツシカエ・オキカエ特別説明）	色
B4 企画調整	07 市民協働	03 指定管理者	1 指定管理者制度に係る照会・回答				(資)長期継続保管(ただし一部見直し保存)	黄
			2 導入施設状況				(資)長期継続保管(ただし一部見直し保存)	黄
			3 施設の検証				(資)長期継続保管(ただし一部見直し保存)	黄
			4-1 選定会議(20年度)				(資)長期継続保管	黄
			4-2 選定会議(21年度)				(資)長期継続保管	黄
			4-3 選定会議(22年度)①				(資)長期継続保管	黄
			4-4 選定会議(22年度)②				(資)長期継続保管	黄
			4-5 選定会議(22年度)③				(資)長期継続保管	黄
			4-6 選定会議(22年度)④				(資)長期継続保管	黄
			4-7 選定会議(22年度)⑤				(資)長期継続保管	黄
			4-8 選定会議(23年度)				(資)長期継続保管	黄
			4-9 選定会議(24年度)				(資)長期継続保管	黄
			4-10 選定会議(25年度)				(資)長期継続保管	黄
			5-1 指定管理者制度①				(資)長期継続保管(ただし一部見直しハイキ)	黄
			5-2 指定管理者制度②				(資)長期継続保管(ただし一部見直しハイキ)	黄
			5-3 指定管理者制度③				(資)長期継続保管(ただし一部見直しハイキ)	黄
			6-1 市長会研究会①				(資)長期継続保管	黄
			6-2 市長会研究会②				(資)長期継続保管	黄
			7-1 各施設導入可否方針①				(資)長期継続保管(ただし一部見直し保存)	黄
			7-2 各施設導入可否方針②				(資)長期継続保管(ただし一部見直し保存)	黄

キャビネット 引出し見出し	固有文書

経営政策課ファイル基準表

▼=ウツシカエないでステル	③=3年保存
↓=下の段へ （前年度引出しへ）	⑤=5年保存 ⑩=10年保存
▽=オキカエ ないでステル	長=長期保存

No 44

第1ガイド（大マトメ）	第2ガイド（中マトメ）	第3ガイド（小マトメ）	フォルダーテーマ	ウツシカエ		オキカエ保存年	資料取扱の説明（ウツシカエ・オキカエ特別説明）	色
				いつ	どこへ			
B4 企画調整	07 市民協働	03 指定管理者	7-3 各施設導入可否方針③				(資)長期継続保管(ただし一部見直し保存)	黄
			7-4 各施設導入可否方針④				(資)長期継続保管(ただし一部見直し保存)	黄
			8 指定管理者制度運用方針				(資)長期継続保管(ただし一部見直し保存)	黄

平成25年9月25日付岩崎信氏からの行政文書開示請求書（指定管理者に関する全資料：経営政策課ファイル基準表№43－44）に係る開示決定等

フォルダー		開示請求に係る行政文書の名称	開示決定等の内容	部分開示等の理由
1 指定管理者制度に係る調査（回答）	①	①「公の施設」への指定管理者制度の導入及び②平成25年度末に指定管理者としての指定期間が終了となる公の施設に関する今後の管理運営の検討及び更新事務手続きについて【各課室長への照会文書：平成25年４月作成】	全部開示	
	②	公の施設の指定管理者制度導入に係る検討状況調査結果について（報告）【上記①に係る報告≪起案文書≫：平成25年５月作成】	全部開示	
	③	平成25年度における「公の施設」の指定管理者制度導入について（照会）【各課室長への照会文書：平成24年４月作成】	全部開示	
	④	平成24年度末に指定管理者としての指定期間が終了となる公の施設に関する今後の管理運営の検討及び更新事務手続きについて（照会及び依頼）【各課室長への照会文書：平成23年４月作成】	全部開示	
	⑤	「指定管理者制度」の平成24年度新規導入に係る関係課所の検討状況及び更新手続きの周知について（伺い）【各課室長への照会文書≪起案文書≫：平成23年４月作成】	全部開示	
	⑥	公の施設の指定管理者制度導入に係る検討状況調査の結果報告について【上記④⑤に係る報告≪起案文書≫：平成23年６月作成】	全部開示	
	⑦	「指定管理者制度」の平成23年度新規導入に係る関係課所の検討状況の把握及び導入・更新手続きの周知について（伺い）【各課室長への照会文書≪起案文書≫：平成22年４月作成】	全部開示	
	⑧	公の施設の指定管理者制度導入にかかる検討状況調査の結果報告について【上記⑦に係る報告≪起案文書≫：平成22年８月作成】	全部開示	
	⑨	公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査について（照会）【各課室長への照会文書：平成24年５月作成】	全部開示	
	⑩	公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査について（回答）【上記⑨に係る県市町村課長への回答文書：平成24年６月作成】	全部開示	
	⑪	指定管理者制度の導入状況調査の結果について（総務省）【上記①回答に係る総務省からの公表資料：平成24年11月メール受信】	全部開示	
2 導入施設状況	①	公の施設の管理状況（平成25年４月１日現在）	全部開示	
	②	公の施設の管理状況（平成24年４月１日現在）	全部開示	
	③	公の施設の管理状況（平成23年４月１日現在）	全部開示	
	④	公の施設の管理状況（平成22年４月１日現在）	全部開示	
3 業務の実施	①	指定管理者のモニタリングに関するアンケート（平成18年７月調査結果）【みずほ情報総研株式会社：平成18年12月作成】	全部開示	
4-1 選定会議（20年度）	①	次期指定管理者（平成21年度～）の選定にかかる準備について（依頼）【関係課室長への依頼文書：平成20年８月作成】	全部開示	
	②	指定管理者申請者の申請資格（暴力団排除）にかかる延岡警察署への照会について（お願い）【関係課室長への依頼文書：平成20年10月作成】	全部開示	
	③	指定管理者選定会議の開催について（伺い）【起案文書：平成20年９月作成】	全部開示	
	④	平成20年度「指定管理者選定会議」の報告及び候補者の決定について（伺い）【起案文書：平成20年10月作成】	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「恒富地区高齢者コミュニティセンター」、「舞野地区多目的研修センター」、「東海コミュニティセンター」、「須美江家族旅行村」、「一ケ岡コミュニティセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」、「電話番号」、「生年月日」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、同役員名簿中、指定管理候補者として選定された団体の代表者の「氏名」については、公にされていることから、不開示情報には該当しない。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（緊急時の連絡系等図、職員の配置・命令系統図）に当該団体の職員の「氏名」「電話番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第５条第２号ア該当 ・本件文書には、「恒富地区高齢者コミュニティセンター」、「東海コミュニティセンター」、「須美江家族旅行村」の指定管理者としての指定申請があった法人の内、指定候補者として選定されなかった法人の名称並びに当該法人が識別される情報（「代表取締役の名称」、「法人（支店を含む。）の所在地」、「当該法人の業務内容」、「グループ会社の名称・業務概要」）や当該法人が選定されなかった事実が含まれている。この事実を開示すると、候補者として選定されなかった法人の評価として、他の公の施設の指定管理者としての応募者としての正当な利益を害する事態が生じるおそれがある。また、これらの法人が提出した指定申請書には、当該法人が施設を管理運営する上でのノウハウや計画が含まれている。以上のことから、当該法人の名称並びに当該法人が識別される情報を開示すると、情報公開条例第５条第２号アの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことから不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。

⑤	指定管理者指定結果にかかる広報（情報公開）の取扱いについて（伺い）【起案文書：平成20年12月作成】	部分開示	■情報公開条例第５条第２号ア該当 本件文書には、「恒富地区高齢者コミュニティセンター」、「東海コミュニティセンター」、「須美江家族旅行村」の指定管理者としての指定申請があった法人の内、指定候補者として選定されなかった法人の名称並びに当該法人が識別される情報（「代表者の氏名」）が記載されており、これらの情報を開示すると、情報公開条例第５条第２号アの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことから不開示情報に該当する。
⑥	指定管理者選定会議の開催について（伺い）【起案文書：平成21年１月作成】	全部開示	
⑦	延岡市南方東コミュニティセンターの指定管理者候補者の決定について（伺い）【起案文書：平成21年1月作成】	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 本件文書には、延岡市南方東コミュニティセンター管理運営委員会から提出された指定申請書が含まれており、同申請書には同委員会の団体役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」、「電話番号」、「生年月日」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、同役員名簿中、代表者の「氏名」については、公にされていることから、不開示情報には該当しない。
①	「延岡市指定管理者選定会議に関する要綱」の一部改正について（伺い）【起案文書：平成21年４月作成】	全部開示	
②	指定管理者選定会議の開催について（伺い）【起案文書：平成21年９月作成】	全部開示	
③	平成21年度「指定管理者選定会議」の報告及び候補者の決定について（伺い）【起案文書：平成21年10月作成】	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「岡富コミュニティセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の委員名簿が添付されている。同委員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」、「電話番号」、「生年月日」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、同役員名簿中、指定管理候補者として選定された団体の代表者の「氏名」については、公にされていることから、不開示情報には該当しない。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（業務主任者の氏名と略歴）に当該団体の職員の「氏名」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第５条第２号ア該当 本件文書には、「延岡市営住宅等」の指定管理者としての指定申請があった法人の内、指定候補者として選定されなかった法人の名称並びに当該法人が識別される情報（「代表取締役の名称」、「法人の所在地」、「当該法人の設立年月日」）や当該法人が選定されなかった事実が含まれている。この事実を開示すると、候補者として選定されなかった法人の評価として、他の公の施設の指定管理者としての応募者としての正当な利益を害する事態が生じるおそれがある。以上のことから、当該法人の名称並びに当該法人が識別される情報を開示すると、情報公開条例第５条第２号アの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことから不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第５条第５号該当 本件文書には、「延岡市営住宅等」の指定管理者候補者の選定に係る選定委員会委員（氏名等は当該募集要項で公表されている。）が行った各申請者に係る審査項目に応じた採点が記載されている。各委員の個別の採点を公表すると、以後の同様の審査に関して外部からの圧力や干渉等の影響を受け、中立性が不当に損なわれる恐れがあることから、情報公開条例第５条第５号の不開示情報に該当する。
④	指定管理者の指定に係る広報（情報公開）について（伺い）【起案文書：平成21年12月作成】	部分開示	■情報公開条例第５条第２号ア該当 本件文書には、「延岡市営住宅等」の指定管理者としての指定申請があった法人の内、指定候補者として選定されなかった法人の名称、代表者の氏名が記載されており、これらの情報を開示すると、情報公開条例第５条第２号アの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことから不開示情報に該当する。
①	平成23年度以降の公の施設の指定管理者選定に関するスケジュールについて【起案文書：平成22年8月作成】	全部開示	
②	指定管理者選定会議の開催について（伺い）【起案文書：平成22年8月】	全部開示	
③	平成22年度「第1回延岡市指定管理者選定会議」の報告及び候補者の決定について（伺い）【起案文書：平成22年10月作成】	全部開示	
④	第1回延岡市指定管理者選定会議の審査結果に関する各所管課への通知及び12月議会への議案上程に向けた準備の依頼について（伺い）【起案文書：平成22年10月作成】	全部開示	
⑤	第２回指定管理者選定会議の開催並びに資料の作成について（お願い）【高齢福祉課長への通知文書：平成22年10月作成】	全部開示	
⑥	平成22年度「第２回延岡市指定管理者選定会議」の報告及び候補者の決定について（伺い）【起案文書：平成22年10月作成】	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市養護老人ホーム若葉荘」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、定款、監査結果報告が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「住所」、「生年月日」、「職業（略歴）」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、役員の「氏名」については社会福祉法人に関する書類として通常閲覧に供していることから、不開示情報には該当しない。
⑦	第２回延岡市指定管理者選定会議の審査結果に関する各所管課への通知及び12月議会への議案上程に向けた準備の依頼について（伺い）【起案文書：平成22年10月作成】	全部開示	
⑧	指定管理者の指定に係る公告及び情報提供について（伺い）【起案文書：平成22年12月作成】	全部開示	

①	指定管理者指定申請書（延岡ライトハウス盲人ホーム）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡ライトハウス盲人ホーム」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、定款が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「生年月日」、「略歴」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・なお、財団法人の理事・監事の「氏名」について、何人でも登記事項を入手できることが法令の規定に定められており、「法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するため不開示情報には該当しない。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（事業計画書、職員の経歴、資格証の写し）に当該団体職員の「氏名」、「生年月日」、「経歴」、「本籍」、「資格証番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
②	指定管理者指定申請書（槇峰生活改善センター）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「槇峰生活改善センター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、会計報告が添付されている。それらの中で特定の個人を識別することができる「氏名」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、同役員名簿中、指定管理候補者として選定された団体の代表者の「氏名」については、公にされていることから、不開示情報には該当しない。
③	指定管理者指定申請書（延岡市北方中部地区集落センター）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市北方中部地区集落センター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、同役員名簿中、指定管理候補者として選定された団体の代表者の「氏名」については、公にされていることから、不開示情報には該当しない。
④	指定管理者指定申請書（延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、同役員名簿中、指定管理候補者として選定された団体の代表者の「氏名」については、公にされていることから、不開示情報には該当しない。
⑤	指定管理者指定申請書（延岡市北方健康福祉センター）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市北方健康福祉センター」の指定管理者としての指定申請があった団体の定款が添付されているが、役員の「氏名」については社会福祉法人に関する書類として通常閲覧に供していることから、不開示情報には該当しない。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された事業計画・収支予算書について、当該団体職員の「氏名」が記載されており、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第5条第1号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
⑥	指定管理者指定申請書（延岡市北方デイサービスセンター）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市北方デイサービスセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の定款が添付されているが、役員の「氏名」については社会福祉法人に関する書類として通常閲覧に供していることから、不開示情報には該当しない。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された事業計画・収支予算書について、当該団体職員の「氏名」が記載されており、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第5条第1号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
⑦	指定管理者指定申請書（延岡市曽木デイサービスセンター）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市曽木デイサービスセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の定款が添付されているが、役員の「氏名」については社会福祉法人に関する書類として通常閲覧に供していることから、不開示情報には該当しない。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された事業計画・収支予算書について、当該団体職員の「氏名」が記載されており、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第5条第1号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
⑧	指定管理者指定申請書（延岡市農林産物直売・食材供給施設）	部分開示	■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。

⑨	指定管理者指定申請書（三桂生活改善センター）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「三桂生活改善センター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、同役員名簿中、指定管理候補者として選定された団体の代表者の「氏名」については、公にされていることから、不開示情報には該当しない。
⑩	指定管理者指定申請書（延岡市農産加工研修センター）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市農産加工研修センター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、同役員名簿中、指定管理候補者として選定された団体の代表者の「氏名」については、公にされていることから、不開示情報には該当しない。
⑪	指定管理者指定申請書（延岡市農林産物集出貯蔵施設）	部分開示	■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
①	指定管理者指定申請書（延岡市島野浦開発総合センター）	全部開示	
②	指定管理者指定申請書（延岡市営農飲雑用水供給施設）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市営農飲雑用水供給施設」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中の特定の個人を識別することができる「氏名」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、同役員名簿中、指定管理候補者として選定された団体の代表者の「氏名」については、公にされていることから、不開示情報には該当しない。
③	指定管理者指定申請書（延岡市下鹿川林業者健康増進用建物）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市下鹿川林業者健康増進用建物」の指定管理者としての指定申請があった団体から、施設の使用状況に関する書類が添付されている。同書類において、特定の個人を識別することができる「申請者」については情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。
④	指定管理者指定申請書（延岡市高齢者活動促進施設）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市高齢者活動促進施設」の指定管理者としての指定申請があった団体の決算報告書、施設使用状況が添付されている。それぞれの書類において特定の個人を識別することができる「氏名」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。
⑤	指定管理者指定申請書（延岡市北方南部地区体育館）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市北方南部地区体育館」の指定管理者としての指定申請があった団体の決算書が添付されている。同書類において特定の個人を識別することができる「館長」、「管理人」氏名は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。
⑥	指定管理者指定申請書（延岡市共同作業場）	全部開示	
⑦	指定管理者指定申請書（延岡ライトハウス点字図書館）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡ライトハウス点字図書館」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、定款が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「生年月日」、「略歴」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・なお、一般財団法人の理事・監事の「氏名」について、何人でも登記事項を入手できることが法令の規定に定められており、「法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するため不開示情報には該当しない。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（事業計画書、職員の経歴、資格証の写し）に当該団体職員の「氏名」、「生年月日」、「経歴」、「本籍」、「資格証番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
⑧	指定管理者指定申請書（北浦町デイサービスセンター）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「北浦町デイサービスセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、定款が添付されている。その中で特定の個人を識別することができる「住所」、「電話番号」、「生年月日」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、役員の「氏名」については社会福祉法人に関する書類として通常閲覧に供していることから、不開示情報には該当しない。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（従業員名簿、緊急連絡網）に当該団体の職員の「氏名」、「電話番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
⑨	指定管理者指定申請書（延岡市祝子川森林レクリエーション施設）	全部開示	

⑩	指定管理者指定申請書（鏡山牧場施設）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「鏡山牧場施設」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、総会資料が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる役員の「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・なお、一般社団法人の理事・監事の「氏名」について、何人でも登記事項を入手できることが法令の規定に定められており、「法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するため不開示情報には該当しない。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
⑪	指定管理者指定申請書（延岡市東海デイサービスセンター）	部分開示	■情報公開条例第５条第１項該当 ・本件文書には、「延岡市東海デイサービスセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の定款が添付されているが、役員の「氏名」については社会福祉法人に関する書類として通常閲覧に供していることから、不開示情報には該当しない。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（組織図、研修報告）に当該団体の職員の「氏名」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
①	指定管理者指定申請書（延岡市道の駅北川はゆま）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市道の駅北川はゆま」の指定管理者としての指定申請があった団体の会社概要、定款が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・なお、株式会社の役員等の「氏名」について、何人でも登記事項を入手できることが法令の規定に定められており、「法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するため不開示情報には該当しない。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された、事業実績報告書に当該団体の職員の「氏名」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
②	指定管理者指定申請書（ファミリーハイツ）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「ファミリーハイツ」の指定管理者としての指定申請があった団体の定款が添付されているが、この書類に関しては社会福祉法人に関する書類として通常閲覧に供していることから、不開示情報には該当しない。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（職員の履歴書、職員名簿）に当該団体の職員の「氏名」、「生年月日」、「住所」、「電話番号」、「経歴」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
③	指定管理者指定申請書（延岡市市民協働まちづくりセンター）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市市民協働まちづくりセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、定款、事業計画書が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」、「電話番号」、「生年月日」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、同役員名簿中、指定管理候補者として選定された団体の代表者の「氏名」については、公にされていることから、不開示情報には該当しない。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
④	指定管理者指定申請書（旭児童館）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（職員の履歴書、職員名簿）に当該団体の職員の「氏名」、「生年月日」、「住所」、「電話番号」、「経歴」、「顔写真」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。

⑤	指定管理者指定申請書（緑ヶ丘児童館）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「緑ヶ丘児童館」の指定管理者としての指定申請があった団体の定款が添付されているが、役員の氏名に関しては社会福祉法人に関する書類として通常閲覧に供していることから、不開示情報には該当しない。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（職員の履歴書、職員名簿）に当該団体の職員の「氏名」、「生年月日」、「住所」、「電話番号」、「経歴」、「顔写真」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
⑥	指定管理者指定申請書（延岡市島浦デイサービスセンター）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市島浦デイサービスセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、定款が添付されている。その中で特定の個人を識別することができる「住所」、「電話番号」、「生年月日」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、役員の氏名に関しては社会福祉法人に関する書類として通常閲覧に供していることから、不開示情報には該当しない。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（緊急連絡網、勤務表）に当該団体の職員の「氏名」、「電話番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
⑦	指定管理者指定申請書（延岡市ホタルの里休暇村）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市ホタルの里休暇村」の指定管理者としての指定申請があった団体の会社概要、定款が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・なお、株式会社の役員等の「氏名」について、何人でも登記事項を入手できることが法令の規定に定められており、「法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するため不開示情報には該当しない。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された、事業実績報告書に当該団体の職員の「氏名」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
⑧	指定管理者指定申請書（延岡市養護老人ホーム若葉荘）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市養護老人ホーム若葉荘」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、定款、監査結果報告が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「住所」、「生年月日」、「職業（略歴）」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、役員の「氏名」については社会福祉法人に関する書類として通常閲覧に供していることから、不開示情報には該当しない。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
⑨	指定管理者指定申請書（延岡市岡富デイサービスセンター）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市岡富デイサービスセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の組織図・役員名簿、苦情処理に関する体制、団体の連絡網が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「氏名」、「生年月日」、「住所」、「略歴」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、役員の「氏名」については財団法人に関する書類として通常閲覧に供していることから、不開示情報には該当しない。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（事業計画書、緊急連絡網、勤務体制・形態一覧）に当該団体の職員の「氏名」、「電話番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
①	指定管理者指定申請書（祝子川温泉美人の湯）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「祝子川温泉美人の湯」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿等の中に、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、同役員名簿中、指定管理候補者として選定された団体の代表者の「氏名」については、公にされていることから、不開示情報には該当しない。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。

②	指定管理者指定申請書（北川老人福祉館）	部分開示	■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
③	指定管理者指定申請書（延岡市ETOランド速日の峰）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（事業報告書）に当該団体の職員の「氏名」が記載されており、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、役員の「氏名」については財団法人に関する書類として通常閲覧に供していることから、不開示情報には該当しない。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
④	指定管理者指定申請書（延岡市浜木綿村）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市浜木綿村」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。その中に、特定の個人を識別することができる「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・なお、株式会社の役員等の「氏名」について、何人でも登記事項を入手できることが法令の規定に定められており、「法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するため不開示情報には該当しない。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（緊急時の連絡系統図、従業員名簿）に当該団体の職員の「氏名」、「電話番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
⑤	指定管理者指定申請書（末越レジャーパーク）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「末越レジャーパーク」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。その中に、特定の個人を識別することができる「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・なお、株式会社の役員等の「氏名」について、何人でも登記事項を入手できることが法令の規定に定められており、「法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するため不開示情報には該当しない。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（緊急時の連絡系統図、従業員名簿）に当該団体の職員の「氏名」、「電話番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
⑥	指定管理者指定申請書（延岡総合文化センター・延岡市公会堂「野口記念館」）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡総合文化センター」・「延岡市公会堂「野口記念館」」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・なお、財団法人の理事・監事の「氏名」について、何人でも登記事項を入手できることが法令の規定に定められており、「法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するため不開示情報には該当しない。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
⑦	指定管理者指定申請書（延岡市家畜排せつ物処理センター）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市家畜排せつ物処理センター」の指定管理者としての指定申請があった団体の定款が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、株式会社の役員等の「氏名」については、何人でも登記事項を入手できることが法令の規定に定められており、「法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するため不開示情報には該当しない。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（緊急時の連絡網、組織図、職員名簿）に当該団体の職員の「氏名」、「住所」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。

⑧	指定管理者指定申請書（延岡市北老人福祉センター・延岡市南老人福祉センター）	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市北老人福祉センター」・「延岡市南老人福祉センター」の指定管理者としての指定申請があった団体の組織図が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「氏名」、「電話番号」、「経歴・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・なお、財団法人の役員等の「氏名」については、何人でも登記事項を入手できることが法令の規定に定められており、「法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するため不開示情報には該当しない。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（事業計画書、組織図、連絡網図、苦情処理に関する組織）に当該団体の職員の「氏名」、「電話番号」、「役職」、「住所」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
①	指定管理者（平成24年度から）の選定に係る準備について【起案文書：平成23年８月作成】	全部開示	
②	指定管理者申請者の申請資格（暴力団排除）にかかる延岡警察署への照会について（お願い）【関係課室長への依頼文書：平成23年９月作成】	全部開示	
③	指定管理者選定会議の開催について（伺い）【起案文書：平成23年９月作成】	全部開示	
④	指定管理者選定会議の資料の作成・提出等について（確認とお願い）【指定管理者選定関係課への依頼文書：平成23年10月作成】	全部開示	
⑤	平成23年度延岡市指定管理者選定会議の報告及び候補者の決定について（伺い）【起案文書：平成23年10月作成】	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「長井健康増進センター」、「まちなか子育て交流広場」、「舞野地区多目的研修センター」、「須美江家族旅行村」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」、「電話番号」、「生年月日」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、同役員名簿中、指定管理候補者として選定された団体の代表者の「氏名」については、公にされていることから、不開示情報には該当しない。なお、「まちなか子育て交流広場」に関する指定申請に添付されたＮＰＯ法人の役員名簿については、県ホームページ等において閲覧に供していることから、不開示情報には該当しない。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（緊急時の連絡系等図、職員の配置・命令系統図）に当該団体の職員の「氏名」「電話番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第５条第２号ア該当 本件文書には、「須美江家族旅行村」の指定管理者としての指定申請があった法人の内、指定候補者として選定されなかった法人の名称並びに当該法人が識別される情報（「代表取締役の名称」、「法人（支店を含む。）の所在地」、「当該法人の業務内容」、「グループ会社の名称・業務概要」、「同法人が発行している情報誌の名称」）や当該法人が選定されなかった事実が含まれている。この事実を開示すると、候補者として選定されなかった法人の評価として、他の公の施設の指定管理者としての応募者としての正当な利益を害する事態が生じるおそれがある。また、これらの法人が提出した指定申請書には、当該法人が施設を管理運営する上でのノウハウや計画が含まれている。以上のことから、当該法人の名称並びに当該法人が識別される情報を開示すると、情報公開条例第５条第２号アの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことから不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
①	指定管理者の選定における暴力関係者の排除について（依頼）【関係課室長への依頼文書：平成24年６月作成】	全部開示	
②	延岡市指定管理者選定会議の開催について【起案文書：平成24年10月作成】	全部開示	
③	指定管理者選定会議での説明資料の作成について【関係課室長への通知文書：平成24年10月作成】	全部開示	
④	平成24年度第１回指定管理者選定会議の結果について（報告）【起案文書：平成24年10月作成】	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市恒富南コミュニティセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、同役員名簿中、指定管理候補者として選定された団体の代表者の「氏名」については、公にされていることから、不開示情報には該当しない。 ・また、団体の規約の中で、同団体の所在地を代表者の住所におく旨が記載されていることから、申請者（代表者）の「住所」について、不開示とする。
⑤	延岡市指定管理者選定会議の開催について【起案文書：平成24年11月作成】	全部開示	

24年度	⑥	平成24年度第２回指定管理者選定会議の結果について（報告）【起案文書：平成24年12月作成】	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「長井保育所」の指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類≪事業計画≫に当該団体の職員の「氏名」、「生年月日」が、また、同じく≪申請法人の概要≫に当該団体の代表者以外の個人の「肩書き」、「氏名」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、本件文書には、同団体の役員名簿、決算報告書が添付されているが、これらの書類に関しては社会福祉法人に関する書類として通常閲覧に供していることから、不開示情報には該当しない。 ・本件文書には、「槇峰保育園」の指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類≪事業計画≫に当該団体の職員の「氏名」、「生年月日」が、また、同じく≪申請法人の概要≫に当該団体の職員の「氏名」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、本件文書には、同団体の役員名簿、決算報告書が添付されているが、これらの書類に関しては社会福祉法人に関する書類として通常閲覧に供していることから、不開示情報には該当しない。
25年度	①	平成25年度延岡市指定管理者選定会議の開催について【起案文書：平成25年９月作成】	全部開示	
	②	指定管理者選定会議での説明資料の作成について【関係課室長への通知文書：平成25年９月作成】	全部開示	
5-1-1 指定管理者制度①	①	地方自治法の一部を改正する法律　説明会資料【平成16年１月作成】	全部開示	
	②	指定管理者選定会議に関する要綱（案）【平成17年５月作成】	全部開示	
	③	指定管理者に関する延岡警察署とぼ合意書等締結について（伺）【起案文書：平成17年10月作成】	全部開示	
	④	市と指定管理者が締結する協定書（案）について（伺）【起案文書：平成17年11月作成】	全部開示	
5-1-2 指定管理者制度②	①	「指定管理者制度」移行への説明会開催について（お知らせ）【関係課所長への通知文書：平成16年９月作成】	全部開示	
	②	「指定管理者制度」移行への説明会開催について（お知らせ）【関係課所長への通知文書：平成16年９月作成】	全部開示	
	③	年度協定書への収入印紙の貼付並びに事務決裁について【各指定管理者制度導入施設担当課長への通知文書：平成18年３月作成】	全部開示	
	④	指定管理者制度導入施設に設置されている自動販売機の取扱について（伺）【起案文書：平成18年３月作成】	全部開示	
	⑤	平成20年度指定管理者実務研究会報告書【財団法人地域総合整備財団：平成21年３月作成】	全部開示	
	⑥	公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果【総務省：平成21年10月】	全部開示	
5-1-3 指定管理者制度③	①	共同企業体による指定管理施設の管理・運営に関する実態調査報告書【財団法人地方自治総合研究所：平成20年４月】	全部開示	
	②	平成21年度官民連携（市場化テスト）事例研究会報告書【財団法人地域総合整備財団：平成22年３月】	全部開示	
	③	平成21年度指定管理者実務研究会報告書【財団法人地域総合整備財団：平成22年３月】	全部開示	
	④	平成22年度指定管理者実務研究会報告書【財団法人地域総合整備財団：平成23年３月】	全部開示	
	⑤	平成24年度提言（指定管理者制度実務上の課題への提言）【一般社団法人指定管理者協会：平成24年10月】	全部開示	
6-1-1 市長会研究会①	①	（仮称）宮崎県市長会指定管理者制度研究会への参加について（依頼）【宮崎市長からの通知：平成19年９月】	全部開示	
	②	第１回宮崎県市長会指定管理者制度研究会の開催について【宮崎市長からの通知：平成19年10月】	全部開示	
	③	関係資料の送付について【宮崎県市長会指定管理者制度研究会事務局：平成19年11月】	全部開示	
	④	指定管理者制度における問題点および対応方法について【指定管理者制度研究会事務局：平成19年12月】	全部開示	
	⑤	第２回宮崎県市長会指定管理者制度研究会の開催について【宮崎市長からの通知：平成19年12月】	全部開示	
	⑥	第３回宮崎県市長会指定管理者制度研究会の開催について【宮崎市長からの通知：平成20年３月】	全部開示	
	⑦	第32回九州地区法律問題研究会における議題に対する回答について（伺い）【起案文書：平成21年７月作成】	全部開示	
	①	各市市長会事務ご担当者様【宮崎県市長会事務局からのファックス送付書：平成23年５月】	全部開示	

6-1-2 市長会研究会②	②	指定管理者制度における問題点および対応方法について【指定管理者制度研究会事務局：平成19年12月】情報公開のあり方研究会各市担当者様【都城市役所からのメール：平成23年６月】	全部開示
	③	指定管理者制度における情報公開に関する調査について（照会）【日向市長からの照会文書：平成23年７月】	全部開示
	④	「第２回指定管理者選定における情報公開の在り方研究会」の開催について（依頼）【宮崎県市長会からの依頼文書：平成23年10月】	全部開示
	⑤	「第４回指定管理者選定における情報公開の在り方研究会」の開催について（依頼）【宮崎県市長会からの依頼文書：平成24年１月】	全部開示
	⑥	各市担当者様【都城市役所からのメール：平成24年１月】	全部開示
	⑦	「第５回指定管理者選定における情報公開の在り方研究会」の開催について（依頼）【宮崎県市長会からの依頼文書：平成24年２月】	全部開示
	⑧	宮崎県市長会指定管理者制度における情報公開の在り方研究会第５回研究会次第【平成24年２月】	全部開示
7-1-1 各施設導入可否方針①	①	地方自治法の一部を改正する法律の施行について【各課室長への通知文書：平成15年12月作成】	全部開示
	②	地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）【総務省からの通知：平成15年７月通知】	全部開示
	③	地方自治法の逐条解説【書籍の抜粋写し】	全部開示
	④	公の施設の設置・管理【書籍の抜粋写し】	全部開示
	⑤	指定管理者制度でセミナー（上）【書籍の抜粋写し】	全部開示
	⑥	指定管理者制度で第２回セミナー（上）【書籍の抜粋写し】	全部開示
7-1-2 各施設導入可否方針②	①	悠久苑管理運営方針について（伺い）※写し【起案文書：平成16年12月作成】	全部開示
	②	公の施設等の管理運営方針について（伺い）※写し【起案文書（清掃工場、川島埋立場）：平成16年12月作成】	全部開示
	③	指定管理者制度移行に伴う公の施設の管理運営方針について（伺い）※写し【起案文書（南北老人福祉センター、東海・岡富・島浦デイサービスセンター、養護老人ホーム若葉荘、恒富地区高齢者コミュニティセンター）：平成17年７月作成】	全部開示
	④	児童家庭課保育係・児童家庭係所管施設運営方針について（伺）※写し【起案文書（各保育所、各児童館、ファミリーハイツ、みどり学園）：平成16年12月作成】	全部開示
	⑤	児童家庭課所管延岡ライトハウスの今後の運営方針の決定について（伺）※写し【起案文書：平成16年12月作成】	全部開示
	⑥	公の施設「延岡市立島浦診療所」の今後の管理運営方針について（伺い）※写し【起案文書：平成16年12月作成】	全部開示
	⑦	ヘルストピア延岡の管理運営方針について（伺い）※写し【起案文書：平成16年12月作成】	全部開示
	⑧	延岡市舞野地区多目的研修センター・延岡市南浦地区基幹集落センターに係る今後の管理運営の方針について（伺）※写し【起案文書：平成17年１月作成】	全部開示
	⑨	延岡市農村婦人研修センターに係る今後の管理運営の方法について（伺い）※写し【起案文書：平成16年12月作成】	全部開示
	⑩	延岡市家畜排せつ物処理センターの平成17年度以降の管理運営方針について（伺い）、延岡市食肉センターの平成17年度以降の管理運営方針について（伺い）※写し【起案文書：平成17年１月作成】	全部開示
	⑪	農村整備課所管の公の施設等の管理運営の方針について（伺）※写し【起案文書：平成16年12月作成】	全部開示
	⑫	土地改良施設のうち、農村公園、多目的集会所の取扱について（伺い）※写し【起案文書：平成17年10月作成】	全部開示
	⑬	下水処理場等の今後の管理運営方針について※写し【起案文書：平成16年12月作成】	全部開示
	⑭	延岡市立図書館における指定管理者制度について（伺い）※写し【起案文書：平成16年12月作成】	全部開示
	⑮	延岡市立教育集会所等の管理運営方針について（伺い）※写し【起案文書：平成16年12月作成】	全部開示
	⑯	都市公園における今後の管理運営方針について（伺い）※写し【起案文書：平成16年12月作成】	全部開示
	⑰	延岡駅前及び延岡駅東の駐車場、駐輪場の管理運営方針について（伺い）※写し【起案文書：平成16年12月作成】	全部開示

	⑱	有料体育施設における指定管理者制度の導入方針について（伺い）※写し【起案文書：平成16年12月作成】	部分開示	■情報公開条例第5条第1号該当 ・本県文書の内、体育施設の管理における業務委託状況のうち、運動施設の管理を行っている嘱託職員の「氏名」、西階陸上競技場等の芝の管理を行っている者の「氏名」、合宿時等宿直職員の「氏名」は、情報公開条例第5条第1号の不開示情報に該当する。
	⑲	内藤記念館等の管理運営方針について（伺い）※写し【起案文書：平成17年１月作成】	全部開示	
	⑳	市営住宅の管理運営方針について※写し【起案文書】	全部開示	
	21	水道局施設課所管の水道施設の今後の管理運営方針決定について（伺い）※写し【起案文書：平成16年12月作成】	全部開示	
	22	島野浦島開発総合センターの管理運営方針について（伺）※写し【起案文書：平成16年12月作成】	全部開示	
	23	指定管理者制度導入に伴う商業観光課所管施設の管理運営方針について（伺い）※写し【起案文書：平成16年12月作成】	全部開示	
公の施設に関する各課からのヒアリング資料	①	公の施設に関する各課からのヒアリング資料	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書の内、火葬場（悠久苑）に関する所管課からのヒアリング内容を記載した部分に記載されている当時の火葬場の管理業務を委託している個人の「氏名」は、情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。
公の施設等に関する各所管課からのヒアリング内容について	①	公の施設等に関する各所管課からのヒアリング内容について（伺）【起案文書：平成16年11月作成】	部分開示	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書の内、火葬場（悠久苑）に関する所管課からのヒアリング内容を記載した部分に記載されている当時の火葬場の管理業務を委託している個人の「氏名」は、情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書の内、「中三輪農村公園施設」、「黒仁田営農飲雑用水施設」、「小峰農業集落多目的集落所」に関する所管課のヒアリング資料で、市と自治会の管理委託契約書の写しが添付されており、契約の相手方である区長の「氏名」、「住所」は情報公開条例第5条第1号の不開示情報に該当する。
指定管理者制度運用方針	①	指定管理者制度移行に係る当面の方針（案）について（伺い）【起案文書：平成17年６月作成】	全部開示	
	②	公の施設「利用料金制度」に係る承認手続き等の徹底について（お願い）【公の施設各所管課室長への通知文書：平成20年２月作成】	全部開示	
	③	指定管理者制度の実態と課題【財団法人地方自治研究機構：平成20年３月作成】	全部開示	
	④	「指定管理者制度運用方針」の策定について（伺い）【起案文書：平成21年１月作成】	全部開示	
	⑤	指定管理者制度運用方針【平成21年２月作成】	全部開示	
	⑥	指定管理者制度を導入している公の施設管理の徹底について【関係課所長への通知文書：平成22年１月作成】	全部開示	
	⑦	指定管理者制度の運用について（通知）【県市町村課長からの通知文書：平成22年12月28日付）	全部開示	
	⑧	指定管理者募集における複数の団体による共同申請の取扱いについて（伺い）【起案文書：平成23年10月作成】	全部開示	
	⑨	指定管理者から提出された事業報告書の取扱いについて（通知）【関係課室長への通知文書：平成24年６月作成】	全部開示	
	⑩	延岡市指定管理者選定会議に関する要綱の改正について【起案文書：平成24年６月作成】	全部開示	

様式第４号（第５条関係）

延経第 1132 号
平成25年10月 9 日

延岡市北川町長井４９４０番地
岩　崎　　信　　様

実施機関の長
延岡市長　　首　藤　正　治

行政文書開示決定通知書

平成25年９月25日付けで開示請求のあった行政文書については、次のとおり全部を開示することと決定したので、延岡市情報公開条例第９条第１項の規定により通知します。

開示請求に係る行政文書の名称又は内容	別紙のとおり	
行政文書の開示を行う日時及び場所	日　時	平成25年10月25日（金）　　９時００分
	場　所	延岡市情報公開センター
開示の実施方法	①　閲覧　　２　写しの交付　　３　写しの送付 ４　その他（　　）	
写しの交付を受ける場合の負担すべき費用の額		
写しの送付を受ける場合の負担すべき郵便料の額		
所管課	企画部経営政策課　　電話番号０９８２―２２―７０７４	
備考	平成25年度第123号	

注　１　行政文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
　　２　指定された行政文書の開示を行う日時に来庁できないときは、あらかじめその旨を所管課に連絡してください。
　　３　この通知に関する問い合わせは、直接上記の所管課に行ってください。

行政文書開示決定一覧(平成25年10月　日延経第　　号) ※別紙

	開示請求に係る行政文書の名称
1	①「公の施設」への指定管理者制度の導入及び②平成25年度末に指定管理者としての指定期間が終了となる公の施設に関する今後の管理運営の検討及び更新事務手続きについて【各課室長への照会文書：平成25年４月作成】
2	公の施設の指定管理者制度導入に係る検討状況調査結果について（報告）【上記①に係る報告≪起案文書≫：平成25年５月作成】
3	平成25年度における「公の施設」の指定管理者制度導入について（照会）【各課室長への照会文書：平成24年４月作成】
4	平成24年度末に指定管理者としての指定期間が終了となる公の施設に関する今後の管理運営の検討及び更新事務手続きについて（照会及び依頼）【各課室長への照会文書：平成23年４月作成】
5	「指定管理者制度」の平成24年度新規導入に係る関係課所の検討状況及び更新手続きの周知について（伺い）【各課室長への照会文書≪起案文書≫：平成23年４月作成】
6	公の施設の指定管理者制度導入に係る検討状況調査の結果報告について【上記④⑤に係る報告≪起案文書≫：平成23年６月作成】
7	「指定管理者制度」の平成23年度新規導入に係る関係課所の検討状況の把握及び導入・更新手続きの周知について（伺い）【各課室長への照会文書≪起案文書≫：平成22年４月作成】
8	公の施設の指定管理者制度導入にかかる検討状況調査の結果報告について【上記⑦に係る報告≪起案文書≫：平成22年８月作成】
9	公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査について（照会）【各課室長への照会文書：平成24年５月作成】
10	公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査について（回答）【上記⑨に係る県市町村課長への回答文書：平成24年６月作成】
11	指定管理者制度の導入状況調査の結果について（総務省）【上記①回答に係る総務省からの公表資料：平成24年11月メール受信】
2	公の施設の管理状況（平成25年４月１日現在）
2	公の施設の管理状況（平成24年４月１日現在）
2	公の施設の管理状況（平成23年４月１日現在）
2	公の施設の管理状況（平成22年４月１日現在）
3	指定管理者のモニタリングに関するアンケート（平成18年７月調査結果）【みずほ情報総研株式会社：平成18年12月作成】
4	次期指定管理者（平成21年度～）の選定にかかる準備について（依頼）【関係課室長への依頼文書：平成20年８月作成】
4	指定管理者申請者の申請資格（暴力団排除）にかかる延岡警察署への照会について（お願い）【関係課室長への依頼文書：平成20年10月作成】
4	指定管理者選定会議の開催について（伺い）【起案文書：平成20年９月作成】
4	指定管理者選定会議の開催について（伺い）【起案文書：平成21年１月作成】
4-2	「延岡市指定管理者選定会議に関する要綱」の一部改正について（伺い）【起案文書：平成21年４月作成】
4-2	指定管理者選定会議の開催について（伺い）【起案文書：平成21年９月作成】
4-3	平成23年度以降の公の施設の指定管理者選定に関するスケジュールについて【起案文書：平成22年8月作成】
4-3	指定管理者選定会議の開催について（伺い）【起案文書：平成22年8月】
4-3	平成22年度「第1回延岡市指定管理者選定会議」の報告及び候補者の決定について（伺い）【起案文書：平成22年10月作成】
4-3	第1回延岡市指定管理者選定会議の審査結果に関する各所管課への通知及び12月議会への議案上程に向けた準備の依頼について（伺い）【起案文書：平成22年10月作成】
4-3	第２回指定管理者選定会議の開催並びに資料の作成について（お願い）【高齢福祉課長への通知文書：平成22年10月作成】
4-3	第２回延岡市指定管理者選定会議の審査結果に関する各所管課への通知及び12月議会への議案上程に向けた準備の依頼について（伺い）【起案文書：平成22年10月作成】
4-3	指定管理者の指定に係る公告及び情報提供について（伺い）【起案文書：平成22年12月作成】
4-5	指定管理者指定申請書（延岡市島野浦開発総合センター）
4-5	指定管理者指定申請書（延岡市共同作業場）
4-5	指定管理者指定申請書（延岡市祝子川森林レクリエーション施設）

4-1-8	指定管理者（平成24年度から）の選定に係る準備について【起案文書：平成23年８月作成】
	指定管理者申請者の申請資格（暴力団排除）にかかる延岡警察署への照会について（お願い）【関係課室長への依頼文書：平成23年９月作成】
	指定管理者選定会議の開催について（伺い）【起案文書：平成23年９月作成】
	指定管理者選定会議の資料の作成・提出等について（確認とお願い）【指定管理者選定関係課への依頼文書：平成23年10月作成】
4-1-9	指定管理者の選定における暴力関係者の排除について（依頼）【関係課室長への依頼文書：平成24年６月作成】
	延岡市指定管理者選定会議の開催について【起案文書：平成24年10月作成】
	指定管理者選定会議での説明資料の作成について【関係課室長への通知文書：平成24年10月作成】
	延岡市指定管理者選定会議の開催について【起案文書：平成24年11月作成】
4-1-10	平成25年度延岡市指定管理者選定会議の開催について【起案文書：平成25年９月作成】
	指定管理者選定会議での説明資料の作成について【関係課室長への通知文書：平成25年９月作成】
5-2-1	地方自治法の一部を改正する法律　説明会資料【平成16年１月作成】
	指定管理者選定会議に関する要綱（案）【平成17年５月作成】
	指定管理者に関する延岡警察署とぼ合意書等締結について（伺）【起案文書：平成17年10月作成】
	市と指定管理者が締結する協定書（案）について（伺）【起案文書：平成17年11月作成】
5-2-2	「指定管理者制度」移行への説明会開催について（お知らせ）【関係課所長への通知文書：平成16年９月作成】
	「指定管理者制度」移行への説明会開催について（お知らせ）【関係課所長への通知文書：平成16年９月作成】
	年度協定書への収入印紙の貼付並びに事務決裁について【各指定管理者制度導入施設担当課長への通知文書：平成18年３月作成】
	指定管理者制度導入施設に設置されている自動販売機の取扱について（伺）【起案文書：平成18年３月作成】
	平成20年度指定管理者実務研究会報告書【財団法人地域総合整備財団：平成21年３月作成】
	公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果【総務省：平成21年10月】
5-2-3	共同企業体による指定管理施設の管理・運営に関する実態調査報告書【財団法人地方自治総合研究所：平成20年４月】
	平成21年度官民連携（市場化テスト）事例研究会報告書【財団法人地域総合整備財団：平成22年３月】
	平成21年度指定管理者実務研究会報告書【財団法人地域総合整備財団：平成22年３月】
	平成22年度指定管理者実務研究会報告書【財団法人地域総合整備財団：平成23年３月】
	平成24年度提言（指定管理者制度実務上の課題への提言）【一般社団法人指定管理者協会：平成24年10月】
5-2-4	（仮称）宮崎県市長会指定管理者制度研究会への参加について（依頼）【宮崎市長からの通知：平成19年９月】
	第１回宮崎県市長会指定管理者制度研究会の開催について【宮崎市長からの通知：平成19年10月】
	関係資料の送付について【宮崎県市長会指定管理者制度研究会事務局：平成19年11月】
	指定管理者制度における問題点および対応方法について【指定管理者制度研究会事務局：平成19年12月】
	第２回宮崎県市長会指定管理者制度研究会の開催について【宮崎市長からの通知：平成19年12月】
	第３回宮崎県市長会指定管理者制度研究会の開催について【宮崎市長からの通知：平成20年３月】
	第32回九州地区法律問題研究会における議題に対する回答について（伺い）【起案文書：平成21年７月作成】
6-1-2	各市市長会事務ご担当者様【宮崎県市長会事務局からのファックス送付書：平成23年５月】
	情報公開のあり方研究会各市担当者様【都城市役所からのメール：平成23年６月】
	指定管理者制度における情報公開に関する調査について（照会）【日向市長からの照会文書：平成23年７月】
	「第２回指定管理者選定における情報公開の在り方研究会」の開催について（依頼）【宮崎県市長会からの依頼文書：平成23年10月】
	「第４回指定管理者選定における情報公開の在り方研究会」の開催について（依頼）【宮崎県市長会からの依頼文書：平成24年１月】
	各市担当者様【都城市役所からのメール：平成24年１月】
	「第５回指定管理者選定における情報公開の在り方研究会」の開催について（依頼）【宮崎県市長会からの依頼文書：平成24年２月】
	宮崎県市長会指定管理者制度における情報公開の在り方研究会第５回研究会次第【平成24年２月】

7-1	地方自治法の一部を改正する法律の施行について【各課室長への通知文書：平成15年12月作成】
	地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）【総務省からの通知：平成15年７月通知】
	地方自治法の逐条解説【書籍の抜粋写し】
	公の施設の設置・管理【書籍の抜粋写し】
	指定管理者制度でセミナー（上）【書籍の抜粋写し】
	指定管理者制度で第２回セミナー（上）【書籍の抜粋写し】
7-2	悠久苑管理運営方針について（伺い）※写し【起案文書：平成16年12月作成】
	公の施設等の管理運営方針について（伺い）※写し【起案文書（清掃工場、川島埋立場）：平成16年12月作成】
	指定管理者制度移行に伴う公の施設の管理運営方針について（伺い）※写し【起案文書（南北老人福祉センター、東海・岡富・島浦デイサービスセンター、養護老人ホーム若葉荘、恒富地区高齢者コミュニティセンター）：平成17年７月作成】
	児童家庭課保育係・児童家庭係所管施設運営方針について（伺）※写し【起案文書（各保育所、各児童館、ファミリーハイツ、みどり学園）：平成16年12月作成】
	児童家庭課所管延岡ライトハウスの今後の運営方針の決定について（伺）※写し【起案文書：平成16年12月作成】
	公の施設「延岡市立島浦診療所」の今後の管理運営方針について（伺い）※写し【起案文書：平成16年12月作成】
	ヘルストピア延岡の管理運営方針について（伺い）※写し【起案文書：平成16年12月作成】
	延岡市舞野地区多目的研修センター・延岡市南浦地区基幹集落センターに係る今後の管理運営の方針について（伺）※写し【起案文書：平成17年１月作成】
	延岡市農村婦人研修センターに係る今後の管理運営の方法について（伺い）※写し【起案文書：平成16年12月作成】
7-3	延岡市家畜排せつ物処理センターの平成17年度以降の管理運営方針について（伺い）、延岡市食肉センターの平成17年度以降の管理運営方針について（伺い）※写し【起案文書：平成17年１月作成】
	農村整備課所管の公の施設等の管理運営の方針について（伺）※写し【起案文書：平成16年12月作成】
	土地改良施設のうち、農村公園、多目的集会所の取扱について（伺い）※写し【起案文書：平成17年10月作成】
	下水処理場等の今後の管理運営方針について※写し【起案文書：平成16年12月作成】
	延岡市立図書館における指定管理者制度について（伺い）※写し【起案文書：平成16年12月作成】
	延岡市立教育集会所等の管理運営方針について（伺い）※写し【起案文書：平成16年12月作成】
	都市公園における今後の管理運営方針について（伺い）※写し【起案文書：平成16年12月作成】
	延岡駅前及び延岡駅東の駐車場、駐輪場の管理運営方針について（伺い）※写し【起案文書：平成16年12月作成】
	内藤記念館等の管理運営方針について（伺い）※写し【起案文書：平成17年１月作成】
	市営住宅の管理運営方針について※写し【起案文書】
	水道局施設課所管の水道施設の今後の管理運営方針決定について（伺い）※写し【起案文書：平成16年12月作成】
	島野浦島開発総合センターの管理運営方針について（伺）※写し【起案文書：平成16年12月作成】
	指定管理者制度導入に伴う商業観光課所管施設の管理運営方針について（伺い）※写し【起案文書：平成16年12月作成】
	指定管理者制度移行に係る当面の方針（案）について（伺い）【起案文書：平成17年６月作成】
	公の施設「利用料金制度」に係る承認手続き等の徹底について（お願い）【公の施設各所管課室長への通知文書：平成20年２月作成】
	指定管理者制度の実態と課題【財団法人地方自治研究機構：平成20年３月作成】
	「指定管理者制度運用方針」の策定について（伺い）【起案文書：平成21年１月作成】
	指定管理者制度運用方針【平成21年２月作成】

8	指定管理者制度を導入している公の施設管理の徹底について【関係課所長への通知文書：平成22年１月作成】
	指定管理者制度の運用について（通知）【県市町村課長からの通知文書：平成22年12月28日付）
	指定管理者募集における複数の団体による共同申請の取扱いについて（伺い）【起案文書：平成23年10月作成】
	指定管理者から提出された事業報告書の取扱いについて（通知）【関係課室長への通知文書：平成24年６月作成】
	延岡市指定管理者選定会議に関する要綱の改正について【起案文書：平成24年６月作成】

様式第５号（第５条関係）

延経第 114-2 号
平成25年10月 9 日

延岡市北川町長井４９４０番地
岩　崎　　信　　様

実施機関の長
延岡市長　　首　藤　正　治

行政文書部分開示決定通知書

平成25年９月25日付けで開示請求のあった行政文書については、その一部に不開示情報が記録されているため、当該不開示情報部分を除いた部分について開示することと決定したので、延岡市情報公開条例第９条第１項の規定により通知します。

開示請求に係る行政文書の名称又は内容	別紙のとおり	
行政文書の開示を行う日時及び場所	日　時	平成２５年１０月２５日（金）　９時００分
	場　所	延岡市情報公開センター
開示の実施方法	① 閲覧　２　写しの交付　３　写しの送付 ４　その他（　　）	
開示する行政文書から一部の情報を除くこととした理由	延岡市情報公開条例第５条第１号及び第２号アに該当 延岡市情報公開条例第15条第1項に該当 別紙のとおり	
写しの交付を受ける場合の負担すべき費用の額		
写しの送付を受ける場合の負担すべき郵便料の額		
所管課	企画部経営政策課　電話番号０９８２―２２―７０７４	
備考	平成25年度第123号	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関の長に対して異議申立てをすることができます。

この決定に係る取消訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、延岡市（訴訟において延岡市を代表する者は市長となります。）を被告として提起しなければなりません。ただし、この決定の日から１年を経過したときは、この決定の取消訴訟を提起することはできません。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合は、この決定の取消訴訟は、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。

注　１　行政文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
　　２　指定された行政文書の開示を行う日時に来庁できないときは、あらかじめその旨を所管課に連絡してください。
　　３　この通知に関する問い合わせは、直接上記の所管課に行ってください。

行政文書部分開示決定一覧（平成25年10月　日延経第　　号）※別紙

ﾌｧｲﾙ	開示請求に係る行政文書の名称	部分開示等の理由
	平成20年度「指定管理者選定会議」の報告及び候補者の決定について（伺い）【起案文書：平成20年10月作成】	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「恒富地区高齢者コミュニティセンター」、「舞野地区多目的研修センター」、「東海コミュニティセンター」、「須美江家族旅行村」、「一ケ岡コミュニティセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」、「電話番号」、「生年月日」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（緊急時の連絡系等図、職員の配置・命令系統図）に当該団体の職員の「氏名」「電話番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第５条第２号ア該当 ・本件文書には、「恒富地区高齢者コミュニティセンター」、「東海コミュニティセンター」、「須美江家族旅行村」の指定管理者としての指定申請があった法人の内、指定候補者として選定されなかった法人の名称並びに当該法人が識別される情報（「代表取締役の名称」、「法人（支店を含む。）の所在地」、「当該法人の業務内容」、「グループ会社の名称・業務概要」）や当該法人が選定されなかった事実が含まれている。この事実を開示すると、候補者として選定されなかった法人の評価として、他の公の施設の指定管理者としての応募者としての正当な利益を害する事態が生じるおそれがある。また、これらの法人が提出した指定申請書には、当該法人が施設を管理運営する上でのノウハウや計画が含まれている。以上のことから、当該法人の名称並びに当該法人が識別される情報を開示すると、情報公開条例第５条第２号アの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことから不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
	指定管理者指定結果にかかる広報（情報公開）の取扱いについて（伺い）【起案文書：平成20年12月作成】	■情報公開条例第５条第２号ア該当 本件文書には、「恒富地区高齢者コミュニティセンター」、「東海コミュニティセンター」、「須美江家族旅行村」の指定管理者としての指定申請があった法人の内、指定候補者として選定されなかった法人の名称並びに当該法人が識別される情報（「代表者の氏名」）が記載されており、これらの情報を開示すると、情報公開条例第５条第２号アの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことから不開示情報に該当する。
	延岡市南方東コミュニティセンターの指定管理者候補者の決定について（伺い）【起案文書：平成21年1月作成】	■情報公開条例第５条第１号該当 本件文書には、延岡市南方東コミュニティセンター管理運営委員会から提出された指定申請書が含まれており、同申請書には同委員会の団体役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」、「電話番号」、「生年月日」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。

4	平成21年度「指定管理者選定会議」の報告及び候補者の決定について（伺い）【起案文書：平成21年10月作成】	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「岡富コミュニティセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の委員名簿が添付されている。同委員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」、「電話番号」、「生年月日」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（業務主任者の氏名と略歴）に当該団体の職員の「氏名」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第５条第２号ア該当 本件文書には、「延岡市営住宅等」の指定管理者としての指定申請があった法人の内、指定候補者として選定されなかった法人の名称並びに当該法人が識別される情報（「代表取締役の名称」、「法人の所在地」、「当該法人の設立年月日」）や当該法人が選定されなかった事実が含まれている。この事実を開示すると、候補者として選定されなかった法人の評価として、他の公の施設の指定管理者としての応募者としての正当な利益を害する事態が生じるおそれがある。以上のことから、当該法人の名称並びに当該法人が識別される情報を開示すると、情報公開条例第５条第２号アの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことから不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第５条第５号該当 本件文書には、「延岡市営住宅等」の指定管理者候補者の選定に係る選定委員会委員（氏名等は当該募集要項で公表されている。）が行った各申請者に係る審査項目に応じた採点が記載されている。各委員の個別の採点を公表すると、以後の同様の審査に関して外部からの圧力や干渉等の影響を受け、中立性が不当に損なわれる恐れがあることから、情報公開条例第５条第５号の不開示情報に該当する。
5	指定管理者の指定に係る広報（情報公開）について（伺い）【起案文書：平成21年12月作成】	■情報公開条例第５条第２号ア該当 本件文書には、「延岡市営住宅等」の指定管理者としての指定申請があった法人の内、指定候補者として選定されなかった法人の名称、代表者の氏名が記載されており、これらの情報を開示すると、情報公開条例第５条第２号アの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことから不開示情報に該当する。
6	平成22年度「第２回延岡市指定管理者選定会議」の報告及び候補者の決定について（伺い）【起案文書：平成22年10月作成】	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市養護老人ホーム若葉荘」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、定款、監査結果報告が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「住所」、「生年月日」、「職業（略歴）」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、役員の「氏名」については社会福祉法人に関する書類として通常閲覧に供していることから、不開示情報には該当しない。
7	指定管理者指定申請書（延岡ライトハウス盲人ホーム）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡ライトハウス盲人ホーム」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、定款が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「生年月日」、「略歴」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（事業計画書、職員の経歴、資格証の写し）に当該団体職員の「氏名」、「生年月日」、「経歴」、「本籍」、「資格証番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
	指定管理者指定申請書（槇峰生活改善センター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「槇峰生活改善センター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、会計報告が添付されている。それらの中で特定の個人を識別することができる「氏名」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。

指定管理者指定申請書（延岡市北方中部地区集落センター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市北方中部地区集落センター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。
指定管理者指定申請書（延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。
指定管理者指定申請書（延岡市北方健康福祉センター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された事業計画・収支予算書について、当該団体職員の「氏名」が記載されており、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第5条第1号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（延岡市北方デイサービスセンター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された事業計画・収支予算書について、当該団体職員の「氏名」が記載されており、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第5条第1号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（延岡市曽木デイサービスセンター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された事業計画・収支予算書について、当該団体職員の「氏名」が記載されており、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第5条第1号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（延岡市農林産物直売・食材供給施設）	■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（三椏生活改善センター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「三椏生活改善センター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。

指定管理者指定申請書（延岡市農産加工研修センター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市農産加工研修センター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。
指定管理者指定申請書（延岡市農林産物集出貯蔵施設）	■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（延岡市営農飲雑用水供給施設）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市営農飲雑用水供給施設」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中の特定の個人を識別することができる「氏名」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。
指定管理者指定申請書（延岡市下鹿川林業者健康増進用建物）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市下鹿川林業者健康増進用建物」の指定管理者としての指定申請があった団体から、施設の使用状況に関する書類が添付されている。同書類において、特定の個人を識別することができる「申請者」については情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。
指定管理者指定申請書（延岡市高齢者活動促進施設）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市高齢者活動促進施設」の指定管理者としての指定申請があった団体の決算報告書、施設使用状況が添付されている。それぞれの書類において特定の個人を識別することができる「氏名」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。
指定管理者指定申請書（延岡市北方南部地区体育館）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市北方南部地区体育館」の指定管理者としての指定申請があった団体の決算書が添付されている。同書類において特定の個人を識別することができる「館長」、「管理人」氏名は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。
指定管理者指定申請書（延岡ライトハウス点字図書館）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡ライトハウス点字図書館」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「生年月日」、「略歴」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（事業計画書、職員の経歴、資格証の写し）に当該団体職員の「氏名」、「生年月日」、「経歴」、「本籍」、「資格証番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。

指定管理者指定申請書（北浦町デイサービスセンター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「北浦町デイサービスセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、定款が添付されている。その中で特定の個人を識別することができる「住所」、「電話番号」、「生年月日」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（従業員名簿、緊急連絡網）に当該団体の職員の「氏名」、「電話番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（鏡山牧場施設）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「鏡山牧場施設」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、総会資料が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる役員の「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（延岡市東海デイサービスセンター）	■情報公開条例第５条第１項該当 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（組織図、研修報告）に当該団体の職員の「氏名」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（延岡市道の駅北川はゆま）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市道の駅北川はゆま」の指定管理者としての指定申請があった団体の会社概要、定款が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された、事業実績報告書に当該団体の職員の「氏名」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（ファミリーハイツ）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「ファミリーハイツ」の指定管理者としての指定申請があった団体の定款が添付されているが、この書類に関しては社会福祉法人に関する書類として通常閲覧に供していることから、不開示情報には該当しない。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（職員の履歴書、職員名簿）に当該団体の職員の「氏名」、「生年月日」、「住所」、「電話番号」、「経歴」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。

指定管理者指定申請書（延岡市市民協働まちづくりセンター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市市民協働まちづくりセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、定款、事業計画書が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」、「電話番号」、「生年月日」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、同役員名簿中、指定管理候補者として選定された団体の代表者の「氏名」については、公にされていることから、不開示情報には該当しない。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（旭児童館）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（職員の履歴書、職員名簿）に当該団体の職員の「氏名」、「生年月日」、「住所」、「電話番号」、「経歴」、「顔写真」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（緑ヶ丘児童館）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（職員の履歴書、職員名簿）に当該団体の職員の「氏名」、「生年月日」、「住所」、「電話番号」、「経歴」、「顔写真」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（延岡市島浦デイサービスセンター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市島浦デイサービスセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、定款が添付されている。その中で特定の個人を識別することができる「住所」、「電話番号」、「生年月日」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（緊急連絡網、勤務表）に当該団体の職員の「氏名」、「電話番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。

指定管理者指定申請書（延岡市ホタルの里休暇村）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市ホタルの里休暇村」の指定管理者としての指定申請があった団体の会社概要、定款が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された、事業実績報告書に当該団体の職員の「氏名」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（延岡市養護老人ホーム若葉荘）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市養護老人ホーム若葉荘」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、定款、監査結果報告が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「住所」、「生年月日」、「職業（略歴）」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（延岡市岡富デイサービスセンター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市岡富デイサービスセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の組織図・役員名簿、苦情処理に関する体制、団体の連絡網が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「氏名」、「生年月日」、「住所」、「略歴」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（事業計画書、緊急連絡網、勤務体制・形態一覧）に当該団体の職員の「氏名」、「電話番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（祝子川温泉美人の湯）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「祝子川温泉美人の湯」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿等の中に、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（北川老人福祉館）	■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。

指定管理者指定申請書（延岡市ETOランド速日の峰）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（事業報告書）に当該団体の職員の「氏名」が記載されており、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（延岡市浜木綿村）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市浜木綿村」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。その中に、特定の個人を識別することができる「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（緊急時の連絡系統図、従業員名簿）に当該団体の職員の「氏名」、「電話番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（末越レジャーパーク）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「末越レジャーパーク」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。その中に、特定の個人を識別することができる「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（緊急時の連絡系統図、従業員名簿）に当該団体の職員の「氏名」、「電話番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（延岡総合文化センター・延岡市公会堂「野口記念館」）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡総合文化センター」・「延岡市公会堂「野口記念館」」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（延岡市家畜排せつ物処理センター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市家畜排せつ物処理センター」の指定管理者としての指定申請があった団体の定款が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（緊急時の連絡網、組織図、職員名簿）に当該団体の職員の「氏名」、「住所」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。

	指定管理者指定申請書（延岡市北老人福祉センター・延岡市南老人福祉センター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市北老人福祉センター」・「延岡市南老人福祉センター」の指定管理者としての指定申請があった団体の組織図が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「氏名」、「電話番号」、「経歴・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（事業計画書、組織図、連絡網図、苦情処理に関する組織）に当該団体の職員の「氏名」、「電話番号」、「役職」、「住所」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
4-18	平成23年度延岡市指定管理者選定会議の報告及び候補者の決定について（伺い）【起案文書：平成23年10月作成】	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「長井健康増進センター」、「まちなか子育て交流広場」、「舞野地区多目的研修センター」、「須美江家族旅行村」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」、「電話番号」、「生年月日」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（緊急時の連絡系等図、職員の配置・命令系統図）に当該団体の職員の「氏名」「電話番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第５条第２号ア該当 本件文書には、「須美江家族旅行村」の指定管理者としての指定申請があった法人の内、指定候補者として選定されなかった法人の名称並びに当該法人が識別される情報（「代表取締役の名称」、「法人（支店を含む。）の所在地」、「当該法人の業務内容」、「グループ会社の名称・業務概要」、「同法人が発行している情報誌の名称」）や当該法人が選定されなかった事実が含まれている。この事実を開示すると、候補者として選定されなかった法人の評価として、他の公の施設の指定管理者としての応募者としての正当な利益を害する事態が生じるおそれがある。また、これらの法人が提出した指定申請書には、当該法人が施設を管理運営する上でのノウハウや計画が含まれている。以上のことから、当該法人の名称並びに当該法人が識別される情報を開示すると、情報公開条例第５条第２号アの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことから不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
	平成24年度第１回指定管理者選定会議の結果について（報告）【起案文書：平成24年10月作成】	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市恒富南コミュニティセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」、「構成団体」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・また、団体の規約の中で、同団体の所在地を代表者の住所におく旨が記載されていることから、申請者（代表者）の「住所」についても、不開示とする。

4-1-9	平成24年度第２回指定管理者選定会議の結果について（報告）【起案文書：平成24年12月作成】	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「長井保育所」の指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類≪事業計画≫に当該団体の職員の「氏名」、「生年月日」が、また、同じく≪申請法人の概要≫に当該団体の代表者以外の個人の「肩書き」、「氏名」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、「槇峰保育園」の指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類≪事業計画≫に当該団体の職員の「氏名」、「生年月日」が、また、同じく≪申請法人の概要≫に当該団体の職員の「氏名」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。
7-1-2	有料体育施設における指定管理者制度の導入方針について（伺い）※写し【起案文書：平成16年12月作成】	■情報公開条例第5条第1号該当 ・本県文書の内、体育施設の管理における業務委託状況のうち、運動施設の管理を行っている嘱託職員の「氏名」、西階陸上競技場等の芝の管理を行っている者の「氏名」、合宿時等宿直職員の「氏名」は、情報公開条例第5条第1号の不開示情報に該当する。
7-1-3	公の施設に関する各課からのヒアリング資料	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書の内、火葬場（悠久苑）に関する所管課からのヒアリング内容を記載した部分に記載されている当時の火葬場の管理業務を委託している個人の「氏名」は、情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。
7-1-4	公の施設等に関する各所管課からのヒアリング内容について（伺）【起案文書：平成16年11月作成】	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書の内、火葬場（悠久苑）に関する所管課からのヒアリング内容を記載した部分に記載されている当時の火葬場の管理業務を委託している個人の「氏名」は、情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書の内、「中三輪農村公園施設」、「黒仁田営農飲雑用水施設」、「小峰農業集落多目的集落所」に関する所管課のヒアリング資料で、市と自治会の管理委託契約書の写しが添付されており、契約の相手方である区長の「氏名」、「住所」は情報公開条例第5条第1号の不開示情報に該当する。

様式第４号（第５条関係）

延経第 113－2 号
平成25年10月 9 日

延岡市北川町長井４９４０番地
岩　崎　　信　　様

実施機関の長
延岡市長　　首　藤　正　治

行政文書開示決定通知書

平成25年９月25日付けで開示請求のあった行政文書については、次のとおり全部を開示することと決定したので、延岡市情報公開条例第９条第１項の規定により通知します。

開示請求に係る行政文書の名称又は内容	別紙のとおり	
行政文書の開示を行う日時及び場所	日　時	平成25年10月25日（金）　　９時００分
	場　所	延岡市情報公開センター
開示の実施方法	①　閲覧　　2　写しの交付　　3　写しの送付 4　その他（　　）	
写しの交付を受ける場合の負担すべき費用の額		
写しの送付を受ける場合の負担すべき郵便料の額		
所管課	企画部経営政策課　　電話番号０９８２―２２―７０７４	
備考	平成25年度第123号	

注　1　行政文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
　　2　指定された行政文書の開示を行う日時に来庁できないときは、あらかじめその旨を所管課に連絡してください。
　　3　この通知に関する問い合わせは、直接上記の所管課に行ってください。

様式第５号（第５条関係）

延経第114－2 号
平成25年10月9 日

延岡市北川町長井４９４０番地
岩 崎　　信　　様

実施機関の長
延岡市長　　首 藤 正 治

行政文書部分開示決定通知書

平成25年９月25日付けで開示請求のあった行政文書については、その一部に不開示情報が記録されているため、当該不開示情報部分を除いた部分について開示することと決定したので、延岡市情報公開条例第９条第１項の規定により通知します。

開示請求に係る行政文書の名称又は内容	別紙のとおり	
行政文書の開示を行う日時及び場所	日　時	平成２５年１０月２５日（金）　９時００分
	場　所	延岡市情報公開センター
開示の実施方法	① 閲覧　2 写しの交付　3 写しの送付 4 その他（　　）	
開示する行政文書から一部の情報を除くこととした理由	延岡市情報公開条例第５条第１号及び第２号アに該当 延岡市情報公開条例第15条第1項に該当 別紙のとおり	
写しの交付を受ける場合の負担すべき費用の額		
写しの送付を受ける場合の負担すべき郵便料の額		
所管課	企画部経営政策課　電話番号０９８２―２２―７０７４	
備考	平成25年度第123号	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関の長に対して異議申立てをすることができます。

この決定に係る取消訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、延岡市（訴訟において延岡市を代表する者は市長となります。）を被告として提起しなければなりません。ただし、この決定の日から１年を経過したときは、この決定の取消訴訟を提起することはできません。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合は、この決定の取消訴訟は、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。

注　１　行政文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
　　２　指定された行政文書の開示を行う日時に来庁できないときは、あらかじめその旨を所管課に連絡してください。
　　３　この通知に関する問い合わせは、直接上記の所管課に行ってください。

行政文書部分開示決定一覧(平成25年10月　日延経第　　号) ※別紙

フォルダー	開示請求に係る行政文書の名称	部分開示等の理由
4 - 1	平成20年度「指定管理者選定会議」の報告及び候補者の決定について（伺い）【起案文書：平成20年10月作成】	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「恒富地区高齢者コミュニティセンター」、「舞野地区多目的研修センター」、「東海コミュニティセンター」、「須美江家族旅行村」、「一ケ岡コミュニティセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」、「電話番号」、「生年月日」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（緊急時の連絡系等図、職員の配置・命令系統図）に当該団体の職員の「氏名」「電話番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第５条第２号ア該当 ・本件文書には、「恒富地区高齢者コミュニティセンター」、「東海コミュニティセンター」、「須美江家族旅行村」の指定管理者としての指定申請があった法人の内、指定候補者として選定されなかった法人の名称並びに当該法人が識別される情報（「代表取締役の名称」、「法人（支店を含む。）の所在地」、「当該法人の業務内容」、「グループ会社の名称・業務概要」）や当該法人が選定されなかった事実が含まれている。この事実を開示すると、候補者として選定されなかった法人の評価として、他の公の施設の指定管理者としての応募者としての正当な利益を害する事態が生じるおそれがある。また、これらの法人が提出した指定申請書には、当該法人が施設を管理運営する上でのノウハウや計画が含まれている。以上のことから、当該法人の名称並びに当該法人が識別される情報を開示すると、情報公開条例第５条第２号アの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことから不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
	指定管理者指定結果にかかる広報（情報公開）の取扱いについて（伺い）【起案文書：平成20年12月作成】	■情報公開条例第５条第２号ア該当 本件文書には、「恒富地区高齢者コミュニティセンター」、「東海コミュニティセンター」、「須美江家族旅行村」の指定管理者としての指定申請があった法人の内、指定候補者として選定されなかった法人の名称並びに当該法人が識別される情報（「代表者の氏名」）が記載されており、これらの情報を開示すると、情報公開条例第５条第２号アの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことから不開示情報に該当する。
	延岡市南方東コミュニティセンターの指定管理者候補者の決定について（伺い）【起案文書：平成21年1月作成】	■情報公開条例第５条第１号該当 本件文書には、延岡市南方東コミュニティセンター管理運営委員会から提出された指定申請書が含まれており、同申請書には同委員会の団体役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」、「電話番号」、「生年月日」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。

4 － 2	平成21年度「指定管理者選定会議」の報告及び候補者の決定について（伺い）【起案文書：平成21年10月作成】	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「岡富コミュニティセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の委員名簿が添付されている。同委員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」、「電話番号」、「生年月日」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（業務主任者の氏名と略歴）に当該団体の職員の「氏名」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第５条第２号ア該当 本件文書には、「延岡市営住宅等」の指定管理者としての指定申請があった法人の内、指定候補者として選定されなかった法人の名称並びに当該法人が識別される情報（「代表取締役の名称」、「法人の所在地」、「当該法人の設立年月日」）や当該法人が選定されなかった事実が含まれている。この事実を開示すると、候補者として選定されなかった法人の評価として、他の公の施設の指定管理者としての応募者としての正当な利益を害する事態が生じるおそれがある。以上のことから、当該法人の名称並びに当該法人が識別される情報を開示すると、情報公開条例第５条第２号アの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことから不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第５条第５号該当 本件文書には、「延岡市営住宅等」の指定管理者候補者の選定に係る選定委員会委員（氏名等は当該募集要項で公表されている。）が行った各申請者に係る審査項目に応じた採点が記載されている。各委員の個別の採点を公表すると、以後の同様の審査に関して外部からの圧力や干渉等の影響を受け、中立性が不当に損なわれる恐れがあることから、情報公開条例第５条第５号の不開示情報に該当する。
	指定管理者の指定に係る広報（情報公開）について（伺い）【起案文書：平成21年12月作成】	■情報公開条例第５条第２号ア該当 本件文書には、「延岡市営住宅等」の指定管理者としての指定申請があった法人の内、指定候補者として選定されなかった法人の名称、代表者の氏名が記載されており、これらの情報を開示すると、情報公開条例第５条第２号アの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことから不開示情報に該当する。
4 － 3	平成22年度「第２回延岡市指定管理者選定会議」の報告及び候補者の決定について（伺い）【起案文書：平成22年10月作成】	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市養護老人ホーム若葉荘」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、定款、監査結果報告が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「住所」、「生年月日」、「職業（略歴）」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、役員の「氏名」については社会福祉法人に関する書類として通常閲覧に供していることから、不開示情報には該当しない。
	指定管理者指定申請書（延岡ライトハウス盲人ホーム）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡ライトハウス盲人ホーム」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、定款が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「生年月日」、「略歴」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（事業計画書、職員の経歴、資格証の写し）に当該団体職員の「氏名」、「生年月日」、「経歴」、「本籍」、「資格証番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
	指定管理者指定申請書（槇峰生活改善センター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「槇峰生活改善センター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、会計報告が添付されている。それらの中で特定の個人を識別することができる「氏名」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。

指定管理者指定申請書（延岡市北方中部地区集落センター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市北方中部地区集落センター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。
指定管理者指定申請書（延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。
指定管理者指定申請書（延岡市北方健康福祉センター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された事業計画・収支予算書について、当該団体職員の「氏名」が記載されており、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第5条第1号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（延岡市北方デイサービスセンター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された事業計画・収支予算書について、当該団体職員の「氏名」が記載されており、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第5条第1号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（延岡市曽木デイサービスセンター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された事業計画・収支予算書について、当該団体職員の「氏名」が記載されており、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第5条第1号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（延岡市農林産物直売・食材供給施設）	■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（三椏生活改善センター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「三椏生活改善センター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。

	指定管理者指定申請書（延岡市農産加工研修センター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市農産加工研修センター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。
	指定管理者指定申請書（延岡市農林産物集出貯蔵施設）	■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
	指定管理者指定申請書（延岡市営農飲雑用水供給施設）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市営農飲雑用水供給施設」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中の特定の個人を識別することができる「氏名」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。
	指定管理者指定申請書（延岡市下鹿川林業者健康増進用建物）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市下鹿川林業者健康増進用建物」の指定管理者としての指定申請があった団体から、施設の使用状況に関する書類が添付されている。同書類において、特定の個人を識別することができる「申請者」については情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。
	指定管理者指定申請書（延岡市高齢者活動促進施設）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市高齢者活動促進施設」の指定管理者としての指定申請があった団体の決算報告書、施設使用状況が添付されている。それぞれの書類において特定の個人を識別することができる「氏名」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。
	指定管理者指定申請書（延岡市北方南部地区体育館）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市北方南部地区体育館」の指定管理者としての指定申請があった団体の決算書が添付されている。同書類において特定の個人を識別することができる「館長」、「管理人」氏名は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。
4 － 5	指定管理者指定申請書（延岡ライトハウス点字図書館）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡ライトハウス点字図書館」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「生年月日」、「略歴」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（事業計画書、職員の経歴、資格証の写し）に当該団体職員の「氏名」、「生年月日」、「経歴」、「本籍」、「資格証番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。

	指定管理者指定申請書（北浦町デイサービスセンター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「北浦町デイサービスセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、定款が添付されている。その中で特定の個人を識別することができる「住所」、「電話番号」、「生年月日」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（従業員名簿、緊急連絡網）に当該団体の職員の「氏名」、「電話番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
	指定管理者指定申請書（鏡山牧場施設）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「鏡山牧場施設」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、総会資料が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる役員の「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
	指定管理者指定申請書（延岡市東海デイサービスセンター）	■情報公開条例第５条第１項該当 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（組織図、研修報告）に当該団体の職員の「氏名」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
	指定管理者指定申請書（延岡市道の駅北川はゆま）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市道の駅北川はゆま」の指定管理者としての指定申請があった団体の会社概要、定款が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された、事業実績報告書に当該団体の職員の「氏名」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
	指定管理者指定申請書（ファミリーハイツ）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「ファミリーハイツ」の指定管理者としての指定申請があった団体の定款が添付されているが、この書類に関しては社会福祉法人に関する書類として通常閲覧に供していることから、不開示情報には該当しない。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（職員の履歴書、職員名簿）に当該団体の職員の「氏名」、「生年月日」、「住所」、「電話番号」、「経歴」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。

	指定管理者指定申請書（延岡市市民協働まちづくりセンター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市市民協働まちづくりセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、定款、事業計画書が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」、「電話番号」、「生年月日」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。なお、同役員名簿中、指定管理候補者として選定された団体の代表者の「氏名」については、公にされていることから、不開示情報には該当しない。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
	指定管理者指定申請書（旭児童館）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（職員の履歴書、職員名簿）に当該団体の職員の「氏名」、「生年月日」、「住所」、「電話番号」、「経歴」、「顔写真」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
4 － 6	指定管理者指定申請書（緑ヶ丘児童館）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（職員の履歴書、職員名簿）に当該団体の職員の「氏名」、「生年月日」、「住所」、「電話番号」、「経歴」、「顔写真」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
	指定管理者指定申請書（延岡市島浦デイサービスセンター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市島浦デイサービスセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、定款が添付されている。その中で特定の個人を識別することができる「住所」、「電話番号」、「生年月日」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（緊急連絡網、勤務表）に当該団体の職員の「氏名」、「電話番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。

指定管理者指定申請書（延岡市ETOランド速日の峰）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（事業報告書）に当該団体の職員の「氏名」が記載されており、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（延岡市浜木綿村）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市浜木綿村」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。その中に、特定の個人を識別することができる「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（緊急時の連絡系統図、従業員名簿）に当該団体の職員の「氏名」、「電話番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（末越レジャーパーク）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「末越レジャーパーク」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。その中に、特定の個人を識別することができる「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（緊急時の連絡系統図、従業員名簿）に当該団体の職員の「氏名」、「電話番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（延岡総合文化センター・延岡市公会堂「野口記念館」）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡総合文化センター」・「延岡市公会堂「野口記念館」」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
指定管理者指定申請書（延岡市家畜排せつ物処理センター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市家畜排せつ物処理センター」の指定管理者としての指定申請があった団体の定款が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（緊急時の連絡網、組織図、職員名簿）に当該団体の職員の「氏名」、「住所」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。

	指定管理者指定申請書（延岡市ホタルの里休暇村）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市ホタルの里休暇村」の指定管理者としての指定申請があった団体の会社概要、定款が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された、事業実績報告書に当該団体の職員の「氏名」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
	指定管理者指定申請書（延岡市養護老人ホーム若葉荘）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市養護老人ホーム若葉荘」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿、定款、監査結果報告が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「住所」、「生年月日」、「職業（略歴）」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
	指定管理者指定申請書（延岡市岡富デイサービスセンター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市岡富デイサービスセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の組織図・役員名簿、苦情処理に関する体制、団体の連絡網が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「氏名」、「生年月日」、「住所」、「略歴」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（事業計画書、緊急連絡網、勤務体制・形態一覧）に当該団体の職員の「氏名」、「電話番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
	指定管理者指定申請書（祝子川温泉美人の湯）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「祝子川温泉美人の湯」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿等の中に、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
	指定管理者指定申請書（北川老人福祉館）	■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。

	指定管理者指定申請書（延岡市北老人福祉センター・延岡市南老人福祉センター）	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市北老人福祉センター」・「延岡市南老人福祉センター」の指定管理者としての指定申請があった団体の組織図が添付されている。それらの中に、特定の個人を識別することができる「氏名」、「電話番号」、「経歴・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（事業計画書、組織図、連絡網図、苦情処理に関する組織）に当該団体の職員の「氏名」、「電話番号」、「役職」、「住所」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書、納税証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。 ■情報公開条例第15条第1項該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
4－8	平成23年度延岡市指定管理者選定会議の報告及び候補者の決定について（伺い）【起案文書：平成23年10月作成】 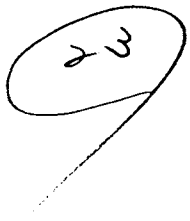	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「長井健康増進センター」、「まちなか子育て交流広場」、「舞野地区多目的研修センター」、「須美江家族旅行村」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」、「電話番号」、「生年月日」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（緊急時の連絡系等図、職員の配置・命令系統図）に当該団体の職員の「氏名」「電話番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第５条第２号ア該当 本件文書には、「須美江家族旅行村」の指定管理者としての指定申請があった法人の内、指定候補者として選定されなかった法人の名称並びに当該法人が識別される情報（「代表取締役の名称」、「法人（支店を含む。）の所在地」、「当該法人の業務内容」、「グループ会社の名称・業務概要」、「同法人が発行している情報誌の名称」）や当該法人が選定されなかった事実が含まれている。この事実を開示すると、候補者として選定されなかった法人の評価として、他の公の施設の指定管理者としての応募者としての正当な利益を害する事態が生じるおそれがある。また、これらの法人が提出した指定申請書には、当該法人が施設を管理運営する上でのノウハウや計画が含まれている。以上のことから、当該法人の名称並びに当該法人が識別される情報を開示すると、情報公開条例第５条第２号アの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことから不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
	平成24年度第１回指定管理者選定会議の結果について（報告）【起案文書：平成24年10月作成】	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「延岡市恒富南コミュニティセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」、「構成団体」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・また、団体の規約の中で、同団体の所在地を代表者の住所におく旨が記載されていることから、申請者（代表者）の「住所」についても、不開示とする。

4 － 9	平成24年度第２回指定管理者選定会議の結果について（報告）【起案文書：平成24年12月作成】	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「長井保育所」の指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類≪事業計画≫に当該団体の職員の「氏名」、「生年月日」が、また、同じく≪申請法人の概要≫に当該団体の代表者以外の個人の「肩書き」、「氏名」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、「槇峰保育園」の指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類≪事業計画≫に当該団体の職員の「氏名」、「生年月日」が、また、同じく≪申請法人の概要≫に当該団体の職員の「氏名」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。
7 － 2	有料体育施設における指定管理者制度の導入方針について（伺い）※写し【起案文書：平成16年12月作成】	■情報公開条例第5条第1号該当 ・本県文書の内、体育施設の管理における業務委託状況のうち、運動施設の管理を行っている嘱託職員の「氏名」、西階陸上競技場等の芝の管理を行っている者の「氏名」、合宿時等宿直職員の「氏名」は、情報公開条例第5条第1号の不開示情報に該当する。
7 － 3	公の施設に関する各課からのヒアリング資料	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書の内、火葬場（悠久苑）に関する所管課からのヒアリング内容を記載した部分に記載されている当時の火葬場の管理業務を委託している個人の「氏名」は、情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。
7 － 4	公の施設等に関する各所管課からのヒアリング内容について（伺）【起案文書：平成16年11月作成】	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書の内、火葬場（悠久苑）に関する所管課からのヒアリング内容を記載した部分に記載されている当時の火葬場の管理業務を委託している個人の「氏名」は、情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書の内、「中三輪農村公園施設」、「黒仁田営農飲雑用水施設」、「小峰農業集落多目的集落所」に関する所管課のヒアリング資料で、市と自治会の管理委託契約書の写しが添付されており、契約の相手方である区長の「氏名」、「住所」は情報公開条例第5条第1号の不開示情報に該当する。

乙第８号証

延岡市情報公開条例

平成11年12月22日
条例第25号

改正　平成17年12月19日条例第82号　平成18年３月28日条例第61号
平成19年３月27日条例第15号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　行政文書の開示（第３条―第16条）
第３章　不服申立て等
第１節　諮問等（第17条―第19条）
第２節　情報公開審査会（第20条）
第３節　審査会の調査審議の手続（第21条―第25条）
第４章　補則（第26条―第30条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、行政文書の開示を請求する市民の権利について定めることにより、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって延岡市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

（１）　実施機関　市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

（２）　行政文書　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、規則で定めるものをいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア　一般に入手することができるもの又は一般に利用することができる市の施設において閲覧に供されているもの

イ　市の施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第２章　行政文書の開示

（開示請求権）

第３条　次の各号に掲げる者は、この条例の定めるところにより、実施機関の長に対し、当該実施機関の保有する行政文書（第５号に掲げる者にあっては、利害関係を有する事務事業に係る行政文書に限る。）の開示を請求することができる。

（１）　市内に住所を有する個人

（２）　市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

（３）　市内に存する事務所又は事業所に勤務する個人

（４）　市内に存する学校に在学する個人

（５）　前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

（開示請求の手続）

第４条　前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関の長に提出してしなければならない。

（１）　開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

（２）　行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

2　実施機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（行政文書の開示義務）

第５条　実施機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

（１）　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ　当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第２条第１項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

エ　当該個人が実施機関が行う交際の相手方である場合における当該交際に係る市の支出に関する情報（公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものを除く。）

（２）　法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ　実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（３）　法令の規定により、開示することができないと認められる情報

（４）　公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

（５）　国の機関、他の地方公共団体及び実施機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（６）　国の機関、他の地方公共団体又は実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア　監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、他の地方公共団体又は実施機関の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ　国、他の地方公共団体又は実施機関が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第６条　実施機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合におい

て、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（公益上の理由による裁量的開示）

第７条　実施機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

（行政文書の存否に関する情報）

第８条　開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第９条　実施機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

２　実施機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第10条　前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第４条第２項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第11条　開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき、当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関の長は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（１）　本条を適用する旨及びその理由

（２）　残りの行政文書について開示決定等をする期限

（事案の移送）

第12条　実施機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関の長において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関の長と協議の上、当該他の実施機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

２　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関の長において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関の長がしたものとみなす。

３　前項の場合において、移送を受けた実施機関の長が第９条第１項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第13条　開示請求に係る行政文書に国、他の地方公共団体、他の実施機関及び開示請求者以外の者（以下この条、第18条及び第19条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2　実施機関の長は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に相当の期間を置かなければならない。この場合において、実施機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第17条及び第18条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第14条　行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあっては、実施機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2　行政文書の開示は、実施機関の長が指定する日時及び場所において行うものとする。

3　開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。

（適用除外）

第15条　他の法令の規定により、行政文書の閲覧、縦覧又は写しの交付の手続が定められている場合には、当該行政文書については、この条例の規定は、適用しない。

2　前項に規定する他の法令の規定による行政文書の閲覧、縦覧又は写しの交付について、その期間が定められている場合には、同項の規定にかかわらず、その期間を除く期間については、この条例の規定を適用する。

（費用負担）

第16条　開示決定に基づき行政文書を閲覧する場合の手数料は、無料とする。

2　開示決定に基づき行政文書の写しの交付を受けようとする者は、実費を勘案して市長が定める額の費用を負担しなければならない。

第３章　不服申立て等

第１節　諮問等

（審査会への諮問）

第17条　開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開審査会に諮問しなければならない。

（１）　不服申立てが不適法であり、却下するとき。

（２）　裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第18条　前条の規定により諮問をした実施機関の長（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（１）　不服申立人及び参加人

（２）　開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（３）　当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第19条　第13条第２項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

（１）　開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

（２）　不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第２節　情報公開審査会

（設置）

第20条　第17条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。
2　審査会は、前項の調査審議を行うほか、この条例の運用に関する重要な事項について、市長の求めに応じて意見を述べることができる。
3　審査会は、委員５人以内をもって組織する。
4　委員は、優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。
5　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
6　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
7　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
8　審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
9　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
10　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
11　審査会の庶務は、総務部において行う。

第３節　審査会の調査審議の手続

（審査会の調査権限）

第21条　審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。
2　諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
3　第１項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第22条　審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
2　前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第23条　不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（調査審議手続の非公開）

第24条　審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の公表）

第25条　実施機関の長は、諮問に対する答申を受けたときは、その内容を公表するものとする。

第４章　補則

（行政文書の管理等）

第26条　実施機関の長は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書の管理に関する定めを設け、行政文書を適正に管理するものとする。
2　実施機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（施行の状況の公表）

第27条　市長は、実施機関の長に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。
2　市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実）

第28条　市長は、実施機関が保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

（規則への委任）

第29条　この条例に定めるもののほかこの条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第30条　第20条第７項の規定に違反して秘密を漏らした者は、30万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第20条の規定は、公布の日から施行する。（平成12年４月規則第34号で、同12年７月１日から施行）

（この条例の対象となる行政文書の範囲）

２　この条例は、この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した行政文書について適用する。

（施行日前の行政文書に係る開示の努力義務）

３　実施機関の長は、この条例の施行の日前に作成し、又は取得した行政文書について、第３条各号に掲げる者から開示の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

（延岡市情報公開制度審議会条例の廃止）

４　延岡市情報公開制度審議会条例（平成10年条例第19号）は、廃止する。

（北方町及び北浦町の編入に伴う経過措置）

５　北方町及び北浦町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、北方町情報公開条例（平成13年北方町条例第１号。以下「北方町条例」という。）又は北浦町情報公開条例（平成13年北浦町条例第６号。以下「北浦町条例」という。）の規定によりなされた行政文書の開示請求に対する開示決定等又は公文書の公開の請求に対する公文書を公開する旨若しくは公開しない旨の決定については、第３条、第５条から第８条まで、第15条、附則第２項及び附則第３項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

６　前項に規定するもののほか、編入日前に北方町条例又は北浦町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（北川町の編入に伴う経過措置）

７　北川町の編入の日前に、北川町情報公開条例（平成13年北川町条例第３号）の規定によりなされた公文書の公開の請求に対する公文書を公開するか否かの決定については、第２条、第３条、第５条から第８条まで、第15条、附則第２項及び附則第３項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

８　前項に規定するもののほか、北川町の編入の日前に北川町情報公開条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成17年12月19日条例第82号）

この条例は、平成18年２月20日から施行する。

附　則（平成18年３月28日条例第61号）

（施行期日）

１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第５条の規定は、この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した行政文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した行政文書については、なお従前の例による。

附　則（平成19年３月27日条例第15号）

この条例は、平成19年３月31日から施行する。

乙第 9 号証

宮崎県営住宅及び延岡市営住宅等
指定管理者募集要領

平成２１年７月

宮崎県県土整備部建築住宅課

延岡市都市建設部建築住宅課

宮崎県営住宅及び延岡市営住宅等指定管理者募集要領

宮崎県（以下「県」という。）及び延岡市（以下「市」という。）は、宮崎県営住宅及び延岡市営住宅等の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成９年宮崎県条例第２５号。以下「県営住宅管理条例」という。）第７４条、延岡市営住宅条例第６８条（平成９年延岡市条例第２８号）、延岡市特定公共賃貸住宅条例第４３条（平成１０年延岡市条例第４号）、延岡市若者定住促進住宅条例第２３条（平成１８年延岡市条例第１５号）、延岡市山村定住住宅条例第２６条（平成１８年延岡市条例第１６号）及び延岡市ニュータウン北方住宅条例第２６条（平成１８年延岡市条例第１４号）の規定により、施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

１　施設の概要

指定管理者制度を導入する公の施設は、別表に掲げる県延岡土木事務所管内の県営三ツ瀬団地ほか１２団地及び延岡市内の市営島浦第１団地ほか７１団地で、団地内にある集会室や駐車場等の共同施設を含みます。これらを単一の指定管理者にて一括して管理していただきます。

なお、指定期間内の建設又は除却などにより、管理対象が多少増減することがあります。

※　施設の詳細は別紙「宮崎県営住宅指定管理者業務仕様書」（以下「県仕様書」という。）及び「延岡市営住宅等指定管理者業務仕様書」（以下「市仕様書」という。）によります。

（別表）県延岡土木事務所管内の県営住宅

番号	団地名	所在地	棟数	管理戸数	管理駐車場数
1	三ツ瀬	延岡市三ツ瀬町	2	28	
2	野田	延岡市野地町	2	50	
3	塩浜	延岡市塩浜町	8	111	
4	野田第2	延岡市野田町	5	16	
5	一ヶ岡	延岡市北一ヶ岡	23	555	208
6	共栄	延岡市共栄町	4	64	64
7	昭和	延岡市昭和町	3	60	
8	浜町	延岡市浜町	5	136	
9	大貫東	延岡市大貫町	5	114	
10	土々呂	延岡市土々呂町	2	32	32
11	希望ヶ丘	延岡市野地町	3	58	58
12	塩浜南	延岡市塩浜町	2	24	24
13	塩浜西	延岡市沖田町	4	60	60
合　計		13団地	68	1,308	446

2

（別表） 延岡市管内の市営住宅等

番号	団地名	所在地	棟数	管理戸数	管理駐車場数
1	島浦 第1	延岡市島浦町	1	8	
2	島浦 第2	延岡市島浦町	1	30	
3	桜ヶ丘第1	延岡市桜ヶ丘	6	112	112
4	桜ヶ丘第2	延岡市桜ヶ丘	2	32	32
5	桜ヶ丘第3	延岡市桜ヶ丘	3	72	72
6	桜ヶ丘第4	延岡市桜ヶ丘	1	16	16
7	大 門	延岡市大門町	1	30	30
8	松馬場	延岡市桜園町	3	56	56
9	昭和町第1	延岡市昭和町	4	55	
10	昭和町第2	延岡市昭和町	6	120	
11	昭和町第3	延岡市昭和町	2	40	
12	岡 富	延岡市北小路	1	16	16
13	天神小路	延岡市天神小路	2	16	
14	野 地	延岡市野地町	2	26	24
15	西階はぎ	延岡市野地町	7	124	124
16	西階つつじ	延岡市野田町	12	246	246
17	西階かえで	延岡市西階町	15	64	
18	西階すみれ	延岡市西階町 （特公賃6戸含）	5	130	130
19	浜の山	延岡市緑ヶ丘	3	46	40
20	塩浜第1	延岡市塩浜町	1	18	18
21	塩浜第2	延岡市塩浜町	1	20	20
22	旭ヶ丘北	延岡市旭ヶ丘	4	50	50
23	旭ヶ丘南	延岡市旭ヶ丘	9	112	112
24	一ケ岡A	延岡市北一ケ岡	31	410	314
25	一ケ岡B	延岡市北一ケ岡	5	34	
26	一ケ岡C	延岡市南一ケ岡	14	90	
27	一ケ岡D	延岡市南一ケ岡	33	204	
28	一ケ岡E	延岡市南一ケ岡	12	70	
29	土々呂	延岡市土々呂町	1	20	20
30	大 武	延岡市大武町	1	16	16
31	城	延岡市北方町巳	4	4	
32	川水流	延岡市北方町卯	2	8	
33	東 原	延岡市北方町卯	3	6	
34	久保山	延岡市北方町卯	1	12	
35	あけぼの	延岡市北方町卯	1	16	
36	宮野浦	延岡市北浦町宮野浦	2	18	
37	古 江	延岡市北浦町古江	2	24	
38	阿 蘇	延岡市北浦町古江	1	6	
39	市 振	延岡市北浦町市振	2	18	
40	梅 木	延岡市北浦町三川内	1	6	
41	宇和路	延岡市北浦町古江	2	30	
42	直 海	延岡市北浦町市振	1	4	
43	永 代	延岡市北川町川内名	2	2	
44	曽 立	延岡市北川町川内名	1	16	
45	白石中央	延岡市北川町川内名	13	13	
46	野 峰	延岡市北川町川内名	1	15	
47	愛宕荘	延岡市構口	2	6	
48	曽 木	延岡市北方町子	1	1	
49	槇峰	延岡市北方町未	2	4	
50	上鹿川	延岡市北方町申	2	4	
51	下鹿川	延岡市北方町申	5	6	
52	市 棚	延岡市北川町川内名	4	7	
53	曽立北特公賃	延岡市北川町川内名	1	15	

行政文書部分開示決定一覧（平成25年10月　日延経第　　号）※別紙

フォルダー	開示請求に係る行政文書の名称	部分開示等の理由
4 － 1	平成20年度「指定管理者選定会議」の報告及び候補者の決定について（伺い）【起案文書：平成20年10月作成】	■情報公開条例第５条第１号該当 ・本件文書には、「恒富地区高齢者コミュニティセンター」、「舞野地区多目的研修センター」、「東海コミュニティセンター」、「須美江家族旅行村」、「一ケ岡コミュニティセンター」の指定管理者としての指定申請があった団体の役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」、「電話番号」、「生年月日」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ・本件文書には、指定管理者としての指定申請があった団体から提出された書類（緊急時の連絡系等図、職員の配置・命令系統図）に当該団体の職員の「氏名」「電話番号」が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができることから情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第５条第２号ア該当 ・本件文書には、「恒富地区高齢者コミュニティセンター」、「東海コミュニティセンター」、「須美江家族旅行村」の指定管理者としての指定申請があった法人の内、指定候補者として選定されなかった法人の名称並びに当該法人が識別される情報（「代表取締役の名称」、「法人（支店を含む。）の所在地」、「当該法人の業務内容」、「グループ会社の名称・業務概要」）や当該法人が選定されなかった事実が含まれている。この事実を開示すると、候補者として選定されなかった法人の評価として、他の公の施設の指定管理者としての応募者としての正当な利益を害する事態が生じるおそれがある。また、これらの法人が提出した指定申請書には、当該法人が施設を管理運営する上でのノウハウや計画が含まれている。以上のことから、当該法人の名称並びに当該法人が識別される情報を開示すると、情報公開条例第５条第２号アの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことから不開示情報に該当する。 ■情報公開条例第15条第1項に該当 ・本件文書に添付されている法人に関する登記事項証明書については、他の法令の規定により写しの交付の手続きが定められているものとして、情報公開条例第15条第1項に基づき、条例を適用せず、不開示とする。
	指定管理者指定結果にかかる広報（情報公開）の取扱いについて（伺い）【起案文書：平成20年12月作成】	■情報公開条例第５条第２号ア該当 本件文書には、「恒富地区高齢者コミュニティセンター」、「東海コミュニティセンター」、「須美江家族旅行村」の指定管理者としての指定申請があった法人の内、指定候補者として選定されなかった法人の名称並びに当該法人が識別される情報（「代表者の氏名」）が記載されており、これらの情報を開示すると、情報公開条例第５条第２号アの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことから不開示情報に該当する。
	延岡市南方東コミュニティセンターの指定管理者候補者の決定について（伺い）【起案文書：平成21年1月作成】	■情報公開条例第５条第１号該当 本件文書には、延岡市南方東コミュニティセンター管理運営委員会から提出された指定申請書が含まれており、同申請書には同委員会の団体役員名簿が添付されている。同役員名簿中、特定の個人を識別することができる「氏名」、「住所」、「電話番号」、「生年月日」、「所属団体・役職」は情報公開条例第５条第１号の不開示情報に該当する。

番号	団地名	所在地	棟数	管理戸数	管理 駐車場数
54	ユートピア北方(若者定住)	延岡市北方町川水流卯	6	6	
55	北方(山村定住)	延岡市北方町川水流卯	3	3	
56	阿蘇東谷(山村定住)	延岡市北浦町古江	1	1	
57	阿蘇東谷二号(山村定住)	延岡市北浦町古江	1	1	
58	市振太田(山村定住)	延岡市北浦町市振	1	1	
59	市振鍋田(山村定住)	延岡市北浦町市振	1	1	
60	市振日用(山村定住)	延岡市北浦町市振	1	1	
61	市振蝉(山村定住)	延岡市北浦町市振	1	1	
62	中野内壱町畠(山村定住)	延岡市北浦町古江	1	1	
63	中野内滝平山(山村定住)	延岡市北浦町古江	1	1	
64	地下今別府(山村定住)	延岡市北浦町古江	1	1	
65	地下越し(山村定住)	延岡市北浦町古江	1	1	
66	本村野地久保畠(山村定住)	延岡市北浦町古江	1	1	
67	市尾内赤木(山村定住)	延岡市北浦町三川内	1	1	
68	歌糸黒沢(山村定住)	延岡市北浦町三川内	1	1	
69	梅木庵ノ田(山村定住)	延岡市北浦町三川内	1	1	
70	下直海(山村定住)	延岡市北浦町市振	1	1	
71	元郵便(山村定住)	延岡市北川町川内名	3	3	
72	ニュータウン北方	延岡市北方町川水流卯	1	20	
合　計		72団地	273	2,571	1,448

2　指定管理者が行う管理の基準

(1) 管理運営方針

指定管理者は、県営住宅及び市営住宅等の管理運営業務について公営住宅法、県営住宅管理条例及び延岡市営住宅条例等の趣旨にのっとり、住民サービスの向上と経費の縮減、業務の効率化を図りつつ、適切な管理水準を確保してください。

(2) 窓口開設時間

指定管理者の窓口開設時間は、少なくとも、午前8時30分から午後5時15分までとしますが、上記時間以外でも業務を行うことは可能です。緊急時にはいかなる場合でも速やかに対応していただくことが必要となります。

(3) 法令等の遵守

管理運営業務を行うにあたっては県営住宅管理条例及び市営住宅条例等関係法令を遵守してください。

(4) 個人情報の保護

施設の管理業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たり、宮崎県個人情報保護条例、延岡市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例及び別途協定書で定める個人情報取扱特記事項等を遵守する必要がありますので、適正に取り扱ってください。

(5) 守秘義務の遵守

管理業務に関し知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはいけません。また、指定期間終了後の場合も同様の取扱いとします。

なお、管理業務の一部を第三者に委託等した場合、当該第三者に対しても同等の義務を負わさなければならないことに留意してください。

4

(6) **情報公開への対応**

宮崎県情報公開条例及び延岡市情報公開条例の規定に基づき、施設の管理に関して保有する情報の公開に努める必要があります。

(7) **公益通報制度への対応**

公益通報保護法及び宮崎県職員公益通報制度実施要綱並びに延岡市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき、指定管理者並びにその従事者もその通報をし、又はされる対象者となります。

(8) **業務の包括的第三者委託の禁止**

施設の管理業務を包括的に第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、県営住宅は県、市営住宅等は市の承諾を受けて委託し、請け負わせることができます。

3　業務の範囲

業務の範囲については、（別冊）宮崎県営住宅指定管理者募集要領及び（別冊）延岡市営住宅等指定管理者募集要領を参照ください。

※　詳細は、別添県仕様書及び市仕様書によります。

4　指定期間

平成２２年４月１日から平成２５年３月３１日まで（３年間）

5　経理に関する事項

経理に関する事項については、（別冊）宮崎県営住宅指定管理者募集要領及び（別冊）延岡市営住宅等指定管理者募集要領を参照ください。

6　募集に関する事項

(1) **募集要領の配布**

①	配布期間・時間	平成２１年７月９日（木）から９月４日（金）まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前８時４５分から午後４時４５分まで
②	配布場所	宮崎市橘通東２丁目１０番１号　県庁１号館６階 宮崎県県土整備部建築住宅課　公営住宅担当
		延岡市東本小路２番地１　延岡市役所本館３階 延岡市都市建設部建築住宅課　住宅係
③	電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　県	E-mail:kenchikujutaku@pref.miyazaki.lg.jp
	市	E-mail:kentiku-j@city.nobeoka.miyazaki.jp
④	ウェブサイト　県HP	http://www.pref.miyazaki.lg.jp/soshiki/kendo/kenchikujutaku.html
	市HP	http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/

⑤	配布資料一覧		
		共通	宮崎県営住宅及び延岡市営住宅等指定管理者募集要領
			宮崎県営住宅及び延岡市営住宅等指定管理者指定申請様式集
			平成１８～２０年度管理状況実績一覧
		県	(別冊)宮崎県営住宅指定管理者募集要領
			宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例
			宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則
			宮崎県営住宅指定管理者業務仕様書
		市	(別冊)延岡市営住宅等指定管理者募集要領
			延岡市営住宅条例(他、延岡市特定公共賃貸住宅条例等)
			延岡市営住宅条例施行規則(他、延岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則等)
			延岡市営住宅等指定管理者業務仕様書

※　また、郵送を希望する場合、上記宛先まで３９０円切手を貼付した返信用封筒を同封の上、請求してください。

(2) 説明会の開催

下記のとおり、説明会を開催しますので、準備の都合上、参加を希望する団体は、様式７「宮崎県営住宅及び延岡市営住宅等指定管理者募集説明会参加申込書」に必要事項を記載し、平成２１年７月１５日（水）までに郵送（期限内必着）、ＦＡＸ又は電子メールで申し込んでください。

①	開催日時	平成２１年７月１７日（金）午後１時３０分から
②	開催場所	延岡市中小企業振興センター４階　会議室１
③	申込先	延岡市東本小路２番地１　延岡市役所本館３階 延岡市都市建設部建築住宅課　住宅係 FAX 0982(22)8540 E-mail: E-mail:kentiku-j@city.nobeoka.miyazaki.jp

(3) 募集に関する質問

募集要領等の配布資料についての質問については、下記のとおり対応いたします。

①	質問受付期間	平成２１年７月９日（木）から７月３１日（金）まで
②	質問方法	様式６「宮崎県営住宅及び延岡市営住宅等指定管理者指定申請に関する質問票」により、上記(2)③宛てに郵送(期限内必着)、ＦＡＸ又は電子メールで提出してください。 電話や来訪など口頭による質問は受け付けません。
③	回答日及び方法	平成２１年８月１１日（火） 受け付けた質問は、質問者及び説明会参加者全員にＦＡＸ又は電子メールにより回答するとともに、県及び市のホームページで公表します（質問者は明示されません。）。 回答が遅れる場合は別途連絡します。

7　応募に関する事項

(1) 応募資格

指定管理者の応募資格を有するのは、次に掲げる全ての要件を満たす法人その他の団体である必要があります。

ア　延岡市内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

イ　指定管理者として適正に事務事業を実施できる体制が確保できること。

ウ　法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第１６７条の４第２項各号のいずれにも該当しない者であること。

エ　宮崎県又は延岡市が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

オ　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２４４条の２第１１項の規定による指定の取り消しを受けた事実がある者にあっては、当該処分の日から起算して２年を経過した者であること。

カ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

キ　団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。

ク　団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

ケ　国税及び地方税の滞納がないこと。

(2) 複数の団体による応募

複数の団体でグループを構成して応募（以下「グループ応募」という。）する場合、次の事項について留意してください。

①　適切なグループの名称を設定し、代表となる団体又は代表者を選出する必要があります。あらかじめグループ結成協定書により定められた代表者が申請手続を行うこととします。なお、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

②　代表となる団体は(1)ア～ケ、その他の構成団体は(1)イ～ケの要件を満たす必要があります。

③　グループの構成団体は、別のグループ応募の構成団体となり又は単独で応募することはできません。

(3) 応募手続

①申請書類

以下の書類を県分の正本１部、市分の正本１部及び副 10 部（複写可）の計 12 部提出してください。

グループで申請する場合は、様式１、様式２、グループ結成協定書又はこれに相当する書類以外の書類は、すべての構成員ごとに提出してください。

指定管理者指定申請書（県分、市分）		様式１
添付資料	事業計画書（指定期間中の事業計画について提案すること）	様式２
	定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類	任意様式
	登記事項証明書（３ヶ月以内に取得したもの。法人以外はこれに類するもの）	各種証明書
	決算に関する書類 （直近３事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの）	任意様式
	業務概要及び業務実績に関する資料 （団体の業務概要及び直近３事業年度の主な業務実績を記載すること）	様式３
	納税証明書 ・県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことの証明 ・市税（個人市民税及び地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことの証明 ・法人税、消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がないことの証明	各種証明書
	管理業務支出計画書（県分、市分）	様式４
	誓約書（県分、市分）	様式５
	グループ結成協定書又はこれに相当する書類 （※グループで申請する場合に提出すること）	任意様式
	役員の身分証明書（市町村長発行）	各種証明書

②受付期間・時間　平成２１年８月２４日（月）から９月４日（金）まで
（土曜日及び日曜日を除く。）
午前８時４５分から午後４時４５分まで

③提出方法・場所　申請書類は、提出時に書類の確認を行いますので、上記期日までに下記提出窓口に必ず持参又は郵送（書留郵便により、最終日の午後４時までに必着のこと。）してください。

〒880-8501
宮崎市橘通東２丁目１０番１号　県庁１号館６階
宮崎県県土整備部建築住宅課　公営住宅担当
TEL 0985(26)7196　FAX 0985(20)5922

〒882-8686
延岡市東本小路２番地１　延岡市役所本館３階
延岡市都市建設部建築住宅課　住宅係

TEL 0982(22)7023　FAX 0982(22)8540

④留意事項

・　申請に際して必要となる費用は、全て申請者の負担とします。
・　提出された申請書類は、返却いたしません。
・　提出された申請書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。
・　提出後の申請書類の訂正及び差し替えは原則として認めません。また、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。
・　申請書類を提出後に辞退する場合は、様式８「応募辞退届」を提出してください。
・　申請書類は、宮崎県情報公開条例又は延岡市情報公開条例の規定に基づき個人情報等の不開示情報を除き公開することがあります。
・　申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、県又は市は指定管理者の選定の公表等、必要な場合は、一部又は全てを無償により、応募者の許諾なしで使用できるものとします。
・　申請書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。
・　申請書類の作成にあたって、使用言語は日本語、使用通貨は日本円、使用単位系は計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものを用いてください。

８　指定管理者候補者の選定に関する事項

指定管理者候補者の選定に関する事項については、（別冊）宮崎県営住宅指定管理者募集要領及び（別冊）延岡市営住宅等指定管理者募集要領を参照ください。

９　指定管理者の指定及び協定の締結に関する事項

(1) 指定管理者の指定

指定管理者候補者は、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、宮崎県議会及び延岡市議会の議決を経て、県と市がそれぞれ指定管理者として指定し、その旨告示する予定です。

なお、正式に指定管理者に指定されるまでの間に、指定管理者候補者に事故ある場合等は、選定されなかった申請者のうちから新たに指定管理者候補者を選定する場合があります。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定の後、県と指定管理者及び市と指定管理者は双方協議のうえで、指定管理業務に関し、指定期間中の基本的事項を定めた「基本協定」と年度ごとの「年度協定」を締結します。

（また、協定に定める事項について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項については、県と指定管理者又は市と指定管理者が協議のうえ定めることとします。）

指定管理者が指定後、協定の締結までの間に次に示す事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

・正当な理由なく協定の締結に応じないとき
・財務状況の悪化等により指定管理業務の履行が確実でないと認められるとき
・著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

１０　リスク管理、責任分担に関する事項

指定管理者は、本管理業務の実施主体として責任を負うこととなります。

ただし、指定管理者の責めに帰し得ない事由によるリスクは、下記により分担を行うこととなります。なお、詳細は協定によるものとします。

	項　目	内　容	県又は市	指定管理者
1	施設、設備、備品、資料等の損傷など	指定管理者による管理の瑕疵によるもの		○
		施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	
2	管理、運営に係る事故等による第三者への損害賠償	指定管理の責に帰すべき事由によるもの		○
		施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	
3	不可抗力への対応	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な現象）に起因する施設修繕、事業中断等による経費増など	○	
4	物価変動、金利変動、税制の変更による管理運営経費の増	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増 金利の変動に伴う経費の増 税制の変更に伴う経費の増		○
5	法制度の改正、行政的理由による事業内容の変更等による運営経費の増	法制度の改正、行政的理由による、施設の管理、運営業務に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の増加経費の負担	○	
6	事業終了時の対応（撤収・施設等の原状回復・引継ぎ）	指定管理業務の期間終了、又は指定管理者が指定期間中において業務を廃止した場合の事業者の撤収費用		○
7	第三者への損害	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
		上記以外	○	

１１　業務の引継に関する事項

(1)　県及び市からの引継

指定を受けた後、指定期間当初から円滑な業務遂行が可能となるよう、県及び市から十分な事務引継等を行います。

また、指定期間前に事務引継等に要した費用は、全て新たな指定管理者の負担とします。

(2)　指定期間満了時の次期指定管理者への引継

指定期間が満了したとき（継続して指定管理者に指定された場合を除く。）又は指定が取り消されたとき等は、施設・設備等の原状回復、備品・管理に必要なデータ等の引き渡しとともに、県、市又は次期指定管理者に十分な事務引継等を行っていただきます。

１２　管理運営状況の把握等に関する事項

県又は市は、施設の適正な管理運営の確保等に努めるため、指定管理者に対し定期的に業務の実施状況や施設利用・収支状況等の報告を求めるとともに、実地調査を行うなど施設の管理運営状況の十分な把握に努めることとします。

また、指定管理者は、住民サービスの向上に資するために、意見箱の設置、アンケートの実施等により利用者の満足度や意見・苦情等を把握し、その結果を業務改善の反映に積極的に取り入れていただくこととします。

県又は市では、指定管理者の業務が、管理の基準等を満たしていないと判断した場合、指定管理者に対し、必要な改善措置を講じるよう通知や是正勧告を行います。それでも改善が見られない場合、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

１３　業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1)　指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合は、県及び市は指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

また、これにより県又は市に生じた損害については、指定管理者は賠償するとともに、次期指定管理者が円滑な業務遂行ができるよう十分な事務引継等を行っていただく必要があります。

(2)　当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

天災、事故等の不可抗力その他県、市及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否等について、県、市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

【問い合わせ先】

〒８８０－８５０１
宮崎市橘通東２丁目１０番１号　県庁１号館６階
宮崎県県土整備部建築住宅課　公営住宅担当
ＴＥＬ　０９８５（２６）７１９６　ＦＡＸ　０９８５（２０）５９２２
E-mail　kenchikujutaku@pref.miyazaki.lg.jp

〒８８２－８６８６
延岡市東本小路２番地１　延岡市役所本館３階
延岡市都市建設部建築住宅課　住宅係
ＴＥＬ　０９８２（２２）７０２３　ＦＡＸ　０９８２（２２）８５４０
E-mail　kentiku-j@city.nobeoka.miyazaki.jp

（別冊）延岡市営住宅等指定管理者募集要領

（県の（別冊）募集要領と異なる部分については、アンダーラインを引いております）

1　業務の範囲（宮崎県営住宅及び延岡市営住宅等指定管理者募集要領（以下「本要領」という。）３「業務の範囲」）

(1) **入退去関係業務**

募集住戸選定、入居者募集、申込受付、入居者抽選、入居者資格確認、退去手続

(2) **入居者管理業務**

各種申請書の受付、収入申告書配布及び回収、入居者指導、苦情相談、家賃徴収、家賃納付督促

(3) **駐車場管理業務**

使用申込書受理、駐車場指導、苦情相談、使用料徴収、使用料納付督促

(4) **維持保全業務**

緊急・一般修繕及び退去修繕、日常点検等

※　詳細は別紙市仕様書によります。

2　経理に関する事項（本要領５「経理に関する事項」）

(1) **基準価格**（消費税及び地方消費税額を含む。）

市が指定管理者に支払う委託料の指定期間（３年間）の合計額及び年額の上限は次のとおりです。

なお、指定期間中に建替事業などにより、管理戸数が大きく変動した場合は協議のうえ、指定期間中に年額を変更する場合があります。

指定期間内の総額

１４８，４３８千円（平成２２年度から３年間の各年度の合計額）

○　平成２２年度の年額　　４９，０７４千円
（２，４２４戸×１戸当たり単価２０，２４５円）

○　平成２３年度の年額　　４９，６８２千円
（２，４５４戸×１戸当たり単価２０，２４５円）

○　平成２４年度の年額　　４９，６８２千円
（２，４５４戸×１戸当たり単価２０，２４５円）

※提案額による各年度の指定管理料は、次の式により算出します。

提案額の１戸当たり単価（提案額÷3ヶ年の管理戸数の合計）×各年度の管理戸数

(2)その他の経費

次の経費については、別途支出するため、基準価格には含みません。

① 住宅管理人手当

② 駐車場管理委託料

③ 修繕費

(3) 市営住宅等使用料及び駐車場使用料

別途締結する使用料徴収事務委託契約により、指定管理者が市営住宅等使用料と駐車場使用料の徴収事務を行う徴収受託者となり、当該使用料は市の収入となります。

(4) 区分会計の独立と管理口座

施設管理に関する会計について、指定管理者は、自身の法人等、自主事業等の他の会計と区分独立した経理帳簿類を備えるとともに、独立した預金口座により管理していただくことになります。

(5) 公租公課、保険

①公租公課

指定管理者は、法人税や事業所税など課税される場合があるため、応募者は、管轄の市役所、税務署等の関係機関に確認する必要があります。

②保険

市所有の施設に係る火災保険の経費は、市の負担とします。

3 指定管理者候補者の選定に関する事項（本要領8「指定管理者候補者の選定に関する事項」）

(1)審査（選定）方法

指定管理者の選定に当たっては、一次審査及び二次審査を行い、本要領7(1)の資格要件を 満たし、(3)に示す選定基準等に照らし、最も優れた応募者を指定管理者候補者として選定します。

① 候補者選定委員会の設置

指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に実施するため「宮崎県営住宅及び延岡市営住宅等指定管理者候補者共同選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。選定委員会は、以下の委員により構成します。

役職	氏名	所属・役職
委員長	三宮　基裕	九州保健福祉大学社会福祉学部准教授
委員	兒嶋　タキエ	延岡人権擁護委員
委員	木山　　誠	税理士
委員	藤原　憲一	宮崎県県土整備部次長（都市計画・建築担当）
委員	甲斐　敬三	延岡市都市建設部長
委員	渡部　恭久	延岡市健康福祉部長

② 一次審査

申請書類により、本要領７(1)で示した資格要件の適合、その他の形式的要件について書類審査を行います。

審査結果については、９月下旬までに、応募者（グループ応募の場合は代表者のみ）全てに通知します。

③ 二次審査

一次審査を通過した応募者に対し、選定委員会によりプレゼンテーションやヒアリングを実施し、県と市に定める選定基準等に基づき審査し、県と市の採点を合算した結果により、指定管理者候補者を選定します。

審査の具体的な実施日時、場所、方法等については、別途応募者に通知します。

④ 指定管理者候補者の選定、通知

選定委員会の選定結果に基づき、市は、「延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例」により、指定管理者選定会議の審査を経て、指定管理者候補者を決定します。

結果については、二次審査に参加した応募者（グループ応募の場合は代表者のみ）全てに通知するとともに、市のホームページで公表します。

なお、延岡市情報公開条例の規定に基づく開示請求により、応募者ごとの得点状況、審査概要等について開示する場合があります。

(2)選定対象の除外等

応募者が次のいずれかに該当するときは、指定管理者候補者の選定の対象から除外します。また、指定管理者の指定後に次のいずれかに該当することが明らかになった場合には、指定の取り消しを行います。

① 複数の事業計画書を提出したとき
② 選定委員会の委員に個別に接触したとき
③ 申請書類等の記載内容に虚偽又は不正があったとき
④ 県又は市が支払う指定管理料について、県又は市が示す基準価格を超える提示をしたとき
⑤ 申請書類等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
⑥ 提出期限後に申請書類等の事業計画の内容を変更したとき
⑦ その他、募集・選定等に当たり不正な行為があったと県又は市が認めたとき

(3)選定基準

① 指定管理者の選定は、延岡市営住宅条例第68条第２項、延岡市特定公共賃貸住宅条例第43条第２項、延岡市若者定住促進住宅条例第23条第２項、延岡市山村定住住

宅条例第26条第２項及び延岡市ニュータウン北方住宅条例第26条第２項の規定により、以下の基準に基づいて行います。

ア　住民の平等な利用が確保されること。

イ　事業計画書の内容が、市営住宅等の効用を最大限に発揮することができるものであること。

ウ　事業計画の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること。

エ　事業計画書に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

オ　地域への貢献等が図られているものであること。

(4)最低基準点の設定

指定管理者候補者として選定されるための最低基準点を、以下のとおり設定します。

選定委員会各委員の県と市の採点合計が、総配点の１００分の６０以上を満たすこと

これにより、最高得点の申請者であっても、最低基準点に満たない場合、候補者として選定されない場合があります。

この場合、以下のいずれかの方法により改めて候補者を選定することとします。

・再公募を行う。

・申請者から改めて事業計画書を提出いただき、それに基づき審査・選定する。

・最高得点の申請者を、事業計画内容の改善を条件に選定する。

乙第10号証

逐条解説

行政手続法

27年改訂版

[編集] 一般財団法人 IAM＝行政管理研究センター

ぎょうせい

IAM（アイアム）＝行政管理研究センター
(Institute of Administrative Management)

行政管理研究センターは、行政管理に関する理論と諸技術について、調査、研究及び開発を行い、並びに知識の普及及び啓蒙等を図り、我が国行政の民主化、合理化及び効率化に寄与することを目的として、1977年９月12日に設立された調査研究機関です。

当センターの事業並びに発行図書などについて、センターのHPに詳しく記載されています。ぜひ、下記のURLにアクセスいただき、ご覧ください。

URL　http://www.iam.or.jp/
E-mail　office@iam.or.jp

逐条解説 行政手続法〔27年改訂版〕

平成27年４月１日　第１刷発行

編　集　一般財団法人　行政管理研究センター
発　行　株式会社　ぎょうせい

〒136-8575　東京都江東区新木場１-18-11
電　話　編集　03―6892―6508
営業　03―6892―6666
フリーコール　0120―953―431
URL　http://gyosei.jp

印刷・ぎょうせいデジタル㈱ ©2015　Printed in Japan
乱丁、落丁はおとりかえします。
ISBN978-4-324-09954-4
(5108135-00-000)
〔略号：逐条手続法（27改訂）〕

第七章　補　則

（地方公共団体の措置）

第四十六条　地方公共団体は、第三条第三項において第二章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平一七法七三・旧第三十八条繰下・一部改正）

【趣　旨】

地方自治への配慮の観点から、地方公共団体の機関が行う処分等のうち条例等に基づいて行うもの、行政指導及び地方公共団体の機関が命令等を定める行為については、本法に定める手続を適用することを避け（第三条第三項）、地方公共団体において本法の規定の趣旨にのっとり責任をもって措置を講ずるよう努力規定を置くこととしたものである。

【解　説】

(1)　「必要な措置」

地方公共団体において具体的にどのような措置を講ずるべきかについては、当該地域の実情を踏まえて判断されるべきであり、条例のみならず規則、規程など適切な方法により、本法の趣旨（第一条参照）に沿った措置が講じられるよう期待するものである。

(2)　「努めなければならない」

行政手続の整備の目標である行政の公正と透明性の確保の必要性は国・地方を通じて十分妥当するものであることから、地方公共団体の機関が行う行政手続についても国と同様に適用することは可能であるが、一方において、地方自治の尊重という観点から地方公共団体において地域の実情に即し、かつ総合的な行政運営が確保されることも必要である。

このような両者の要請を調整した結果として、第三条第三項の規定が設けられたものであるから、地方公共団体に対して本法が適用されない部分についても、本法の趣旨を踏まえて適切な措置を講ずるよう期待しているところである。

ただし、各地方公共団体における条例に基づく処分等の実態、当該処分等や命令等を定めるに当たっての手続規定の整備状況等は様々であることから、各々における措置の具体化の時期やその内容について一律に規定することは適当でないため、努力義務としたものである。